

奈良市立園

食物アレルギー対応マニュアル



令和7年7月改訂

奈良市 幼保こども園課

はじめに

近年、食物アレルギーを持つ子どもは増加しており、奈良市立園においても食物アレルギーを持つ園児数の増加とともに、そのアレルゲン(アレルギー症状を引き起こす食材)の種類也多岐にわたります。食物アレルギーは生命にかかわる重大な症状を呈することがあるため、日常生活を送る上で十分な配慮が必要です。

本市は、2014年に奈良市立保育園食物アレルギー検討部会を立ち上げ、食物アレルギーについて医師の知見に基づき、保育教育士・看護師・調理員・管理栄養士・その他関係職員が共通認識を持ち、対応できるようにと議論を重ね、「奈良市立園食物アレルギー対応マニュアル」(以下、本マニュアル)の策定に至りました。

2019年4月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(厚生労働省)が改訂され、最新の知見を踏まえた記載がされたことから、本マニュアルに反映させ、適切な対応ができるよう改訂致しました。

各園では、本マニュアルを十分に理解・活用し、食物アレルギーを持つ園児の状況を正確に把握した上で、全職員が園児の健康及び安全に関する共通認識のもと取り組む必要があります。

また、食物アレルギーを持つ園児のことをクラスの園児たちが正しく理解し、配慮した行動がとれるよう支援・指導していくことも大切です。

全園児が給食の時間を共に楽しみ、子どもたちの健やかな育ちとなるよう、取り組んでいきましょう。

目 次

【項 目】	【ページ】
基本原則	
1 園における給食提供と食物アレルギー対応の基本的な考え方	1
2 給食使用食材一覧表の提出	2
3 給食管理指導表の提出	2
公立園の食物アレルギー対応食	
1 共通食の考え方	3
2 アレルゲン食材の分類と給食の対応	4
3 鶏卵の対応	5
4 牛乳・乳製品の対応	5
5 小麦の対応	6
6 その他の食材・加工品(除去可能なもの)の対応	7
7 調味料(除去不可能なもの)の対応	8
8 コンタミネーションの配慮が必要な場合は「弁当持参」対応	9
9 持参した一部メニューまたは弁当の保管と提供	9
離乳食	
1 持参した離乳食の衛生管理	10
各職員の役割及び組織体制	11
食物アレルギー児の把握と誤食予防対策	
1 食物アレルギー対応食開始までの流れ	12-13
2 毎月の対応	14
3 前日までの対応	14
4 毎日の提供から片付け	15-16
除去解除の流れ	17
アレルギー用食器	
1 食器の種類	18
2 食器の活用方法	18

食材を扱う活動	
1 クッキング保育 2 牛乳パックを使った遊び 3 小麦を使った遊び 4 豆まき行事 5 園でのイベント(遠足、夏祭り、夕涼み会、クリスマス会など)	19
ヒヤリハット・誤食事故発生時の対応	
1 ヒヤリハット・誤食事故の検証	20
2 報告書の作成	20
食物アレルギー症状出現時の処方薬の保管と与薬	
1 日頃からの準備	21
2 食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書	21
エピペン®	
1 エピペン®の園での取り扱いについて	22
2 園におけるエピペン®の使用	22
3 エピペン®の運用管理	22
4 保護者との確認内容	22
5 消防機関との連携 エピペン®を処方されている園児の対応	23
緊急時の対応	
1 アレルゲンを含む食品を口に入れたとき 2 皮膚についたとき 3 眼症状(かゆみ・充血・まぶたのはれ)が出現したとき 4 緊急時対応の記録	24
食物アレルギー緊急時対応マニュアル	25
A 施設内での役割分担	26
B 緊急性の判断と対応	27
C エピペン®の使い方	28
D 救急要請(119 番通報)のポイント	29
E 心肺蘇生と AED の手順	30
F 症状チェックシート	31
Q&A	32-34
各種様式	35-50

基本原則

1 園における給食提供と食物アレルギー対応の基本的な考え方

給食は、栄養の補給とともに、食を通じて心と体を育むという食育の役割を担っている。一方、食物アレルギーは生命にかかわる重篤な症状を呈する場合があるため、園生活では給食提供を前提とした上で、「**園内での食物アレルギー症状の出現を防ぐ**」ことを第一に給食提供を行う。

そのため、食物アレルギー対応は医師の指示に基づき、原則「**完全除去対応**」とする。安全な給食の提供が不可能であると判断される場合は、保護者に弁当を持参していただく。

保育教育士・看護師・調理員・管理栄養士・その他関係職員が安全管理体制のもと、細心の注意を払い、安全な給食提供に努める。

園児の食材の喫食経験については「**給食使用食材一覧表**」で把握する。家庭で食べたことのない食物は、基本的に園では提供しない。

何らかの食物アレルギーがある園児(疑いも含む)の対応は、医療機関受診を勧奨し、医師が記載する「**奈良市立園 給食管理指導表**」で把握し、医師の指示に基づき給食提供を行う。

給食で「食物アレルギー対応食(除去食・代替食)」提供の有無に関わらず、必ず「**奈良市立園 給食管理指導表**」を提出するよう、保護者に伝える。

※給食管理指導表の提出及びアレルギー面談実施までは、給食の提供はしない。

成長が著しい子どもの心身の健全な発育・発達の観点から不必要な食物除去がされることがないよう、正しく対応を行う。

参考 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019 年改訂版)

【 保育所におけるアレルギー対応基本原則 】 改変

■全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する。

- ・アレルギー対応委員会等を設け、組織的に対応
- ・アレルギー疾患対応のマニュアルの作成とこれに基づいた役割分担
- ・記録に基づく取組の充実や緊急時・災害時等様々な状況を想定した対策

■医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する。

- ・給食管理指導表に基づく対応が必須

■地域の専門的な支援・関係機関との連携の下で対応の充実を図る。

- ・地域のアレルギー専門医や医療機関、消防機関との連携

■食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する。

- ・完全除去対応
- ・家庭で食べたことのない食物は、基本的に園では提供不可

2 給食使用食材一覧表の提出(様式 1-①、様式 1-②) 対象:全園児

給食で使用する食材を一覧表で示している。保護者に家庭での喫食状況を確認し、「喫食経験の有無」を園と保護者の相互で確認できる資料である。

入園時または離乳食から乳児食に変更となる時に「給食使用食材一覧表」をあらかじめ保護者に渡し、記入後、提出していただく。記入については、現時点での喫食状況でよい。なお、給食には提供しない食材でも落花生・えびなどについては、重篤な症状を引き起こす可能性が考えられることから、給食使用食材一覧表に加えている。

未摂食の食材は毎月の献立表を確認の上、基本的には家庭で安全に食べられることを確認してから、給食での提供を開始する。

食物アレルギーの疑いがある場合は、医療機関受診時に保護者が記入済みの「給食使用食材一覧表」を持参し医師に提示することで、給食管理指導表の記載の参考になる場合がある。

【給食使用食材一覧表(1歳以上児)】

【離乳食使用食材一覧表】

3 給食管理指導表の提出(様式 3)

対象:何らかの食物アレルギーがある園児

食物アレルギーがある園児への給食提供は、成長期の发育及び発達を妨げることなく、安全に提供できるよう医師の診断に基づき行う。何らかの食物アレルギーがある園児(疑いも含む)は事前に医療機関を受診した上で、医師が記載した「奈良市立園 給食管理指導表」の提出を必須とする。

給食で「食物アレルギー対応食(除去食・代替食)」提供の有無に関わらず、必ず「奈良市立園 給食管理指導表」を提出するよう、保護者に伝える。

園は「奈良市立園 給食管理指導表」の内容を確認し、園生活での配慮及び注意事項、症状が誘発された時の対処方法等を把握する。

※給食管理指導表の提出及びアレルギー面談実施までは、給食の提供はしない。

なお、血液検査などのアレルギー検査は診療する上で必要に応じて実施されるものであり、その結果の提出は不要である。

給食での配慮が必要な期間のうち、年に1回以上は医療機関を受診の上、再提出いただく。

なお再提出は翌年度の体制を整えるために、2月末までに保護者に提出を依頼する。

担任保育教育士がアレルギー児とアレルギー内容を確認した上で、翌年度の担任保育教育士に引き継ぐ。

【給食管理指導表】

公立園の食物アレルギー対応食

家庭では子どもの症状に合わせて徐々に食べることができている食材であっても、園では安全に給食を提供するため、アレルギー食材が完全に食べられるようになるまでは**完全除去対応**とする。

食物アレルギー対応食(除去食・代替食)は1品につき1種類を調理し、食物アレルギーをもつ子どもたちの「**共通食**」として食材の代替もしくは除去をして調理し、提供する。

食物アレルギー対応食は、日々間違いないよう調理提供することが鉄則であるため、アレルギー児が欠席した場合であっても、食物アレルギー対応食の食材内容の変更はしない。予定通りの除去・代替食を調理し、提供する。

1 共通食の考え方

- ①園内で提供する食物アレルギー対応食は、1品に使用する食材のうち**食物アレルギー対応が必要な食材**をすべて反映させた「**共通食**」を調理する。
- ②したがって、ある園児にとってはアレルギーとならない食材についても食物アレルギー対応食として普通食から取り除く場合がある。
- ③各園の食物アレルギー園児の在籍に応じ、提供する食物アレルギー対応食が異なる。

【ある日の献立】

献立	食品名	考えられるアレルギー
ごはん	米	米
鮭のムニエル	鮭 小麦粉 油・塩・こしょう	鮭 小麦
ポテトサラダ	じゃがいも ロースハム きゅうり にんじん マヨネーズ	じゃがいも 豚肉・鶏卵・乳・小麦 きゅうり にんじん 鶏卵
コンソメスープ	玉ねぎ にんじん ほうれん草 コンソメ	玉ねぎ にんじん ほうれん草 乳・小麦

例1)●●こども園

アレルギー食材が**小麦・きゅうり・卵**の場合

	A 小麦	B きゅうり	C 卵
	A 児	B 児	C 児
	(ごはん) 片栗粉 or 米粉使用 鮭ムニエル	(ごはん) (鮭ムニエル)	(ごはん) (鮭ムニエル)
共通食	ポテトサラダ ハム抜き・きゅうり抜き マヨドレ	ポテトサラダ ハム抜き・きゅうり抜き マヨドレ	ポテトサラダ ハム抜き・きゅうり抜き マヨドレ
	アレルギー対応 コンソメ使用 のスープ	(コンソメスープ)	(コンソメスープ)

例2)△△保育園

アレルギー食材が**小麦・鮭**の場合

	D 小麦	E 鮭
	D 児	E 児
	(ごはん) 片栗粉 or 米粉使用 その他魚ムニエル	(ごはん) 片栗粉 or 米粉使用 その他魚ムニエル
共通食	ポテトサラダハム抜き アレルギー対応コンソメ使用 のスープ	(ポテトサラダ) (コンソメスープ)

2 アレルゲン食材の分類と給食の対応

食材・加工品(除去可能なもの)

特定原材料とは、表示義務のある「えび」「かに」「くるみ」「小麦」「そば」「鶏卵」「乳」「落花生(ピーナッツ)」の 8 品目のことをいう。

本マニュアルでは、特定原材料【えび、かに、くるみ、小麦、そば、鶏卵、乳、落花生(ピーナッツ)】のうち、「鶏卵」「牛乳・乳製品」「小麦」の対応を主に示し、その他の食材を「その他の食材」として分類する。

分類	鶏卵		牛乳・乳製品	小麦	その他の食材
食材	鶏卵・加工品		牛乳・乳製品・加工品	小麦・加工品	その他の食材・加工品
	加熱	非加熱			
給食の対応	※1 除去食もしくは代替食		除去食もしくは代替食	除去食もしくは代替食	除去食もしくは代替食

調味料(除去不可能なもの)

調味料については、さらに厳しい除去が必要な場合の対応になると考える。

① 奈良市立園 給食管理指導表(様式 3)

「保育園等での生活上の留意点 C.除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」の食材に✓の記載がないことを確認する。

② 原材料名に記載されている「特定原材料」と「特定原材料以外の食材」を分類し、アレルギー対応を行う。

	調味料	
原材料	特定原材料 えび、かに、くるみ、小麦、そば、鶏卵、乳、 落花生(ピーナッツ)	特定原材料以外の食材
給食対応	除去食※1 もしくは 代替食※2	給食メニューの代替品を家庭から持参

※1 除去食とは、アレルゲンとなる食材を取り除いたメニューのこと。

※2 代替食とは、アレルゲンとなる食材を取り除いた上で代わりとなる食材を補ったメニューのこと。

3 鶏卵の対応



鶏卵アレルギーは卵白が主なアレルゲンとなる。卵白の主要な原因たんぱく質であるオボアルブミンは容易に加熱変性するため、加熱温度・加熱時間・調理方法によって食べられる場合がある。そのため、鶏卵を「非加熱」と「加熱」の2種類に分類し、代替食もしくは除去食対応を行う。

★食べられないもの：鶏卵、鶏卵を含む加工食品、その他の鳥の卵（うずらの卵など）

★基本的に除去する必要がないもの：鶏肉、魚卵

分類	鶏卵を含む加工食品の例
非加熱	マヨネーズ※ ¹ 、カスタードクリーム、プリン、アイスクリーム、マシュマロ、ドレッシング など ※ ¹ マヨネーズは誤食防止のため、調理での加熱・非加熱に関わらず「非加熱卵」として分類します。
加熱※ ²	練り製品（かまぼこ・はんぺんなど）、肉類加工品（ハム・ウインナーなど）、調理パン、菓子パン、クッキー・ケーキなど菓子類、鶏卵をつなぎ等で使用している加工品、卵焼き、オムレツ、かきたま汁、炒り豆腐 など ※ ² 加熱については、「奈良市立園給食調理衛生管理マニュアルに基づく。 卵料理のうち給食室で生卵から調理する卵焼き・オムレツ・かきたま汁・炒り豆腐については、中心温度85度以上に達していることを確認の上、さらに90秒間以上加熱を行うものとする。

4 牛乳・乳製品の対応



牛乳については代替対応が明確に区別できるため、「牛乳（飲用）・育児用ミルク」と「その他の牛乳・乳製品」に分類し、代替食もしくは除去食対応を行う。

母乳育児中で園生活では育児用ミルクを希望する場合は、育児用ミルクでアレルギー症状を起こす可能性を説明する。園で使用する育児用ミルクを家庭で数回摂取、アレルギー症状がないことを確認し、使用する。

育児用ミルクにアレルギー症状がある場合は、「奈良市立園 給食管理指導表」に基づき、特殊ミルクを園で購入※し提供する。入手困難な商品は、保護者に持参の協力をお願いする。特殊ミルクの解除は「除去・制限解除申請書」に基づく。 ※幼保こども園課に請求書を提出

★食べられないもの：牛乳、育児用ミルク、牛乳を含む加工食品

★基本的に除去する必要がないもの：牛肉

分類	牛乳を含む加工食品の例
牛乳（飲用）・育児用ミルク	
その他の牛乳・乳製品	ヨーグルト、チーズ、バター、生クリーム、全粉乳、脱脂粉乳、一般調整粉乳、れん乳、乳酸菌飲料、はっ酵乳、アイスクリーム、パン、シチュー・カレーなどのルウ、肉類加工品（ハム・ウインナーなど）、洋菓子類（チョコレートなど）、調味料の一部 など

5 小麦の対応



小麦と小麦を含む加工食品について、代替食または除去食対応を行う。

しょうゆの原材料に利用される小麦は醸造過程でアレルゲンが消失する。したがって原材料に小麦の表示があっても、基本的にしょうゆを除去する必要がない場合が多い。「奈良市立園 給食管理指導表」を確認する。

麦茶は大麦が原材料であるため、除去が必要なことはまれである。大麦の摂取可否は主治医の指示に従う。なお、大麦アレルギーの対応が必要な場合は、園では「ほうじ茶」を提供する。

★食べられないもの：小麦、小麦を含む加工食品

★基本的に除去する必要がないもの：しょうゆ・穀物酢

分類	小麦の種類と小麦を含む加工食品の例
小麦	薄力粉、中力粉、強力粉、デュラムセモリナ小麦
小麦を含む加工食品	パン、うどん、マカロニ、スパゲッティ、中華麺、麩、餃子・春巻きの皮、お好み焼き、たこ焼き、天ぷら・フライなどの揚げ物、シチュー・カレーなどのルウ、クッキー・ビスケットなど洋菓子、和菓子 など

6 その他の食材・加工品(除去可能なもの)の対応

「鶏卵」「牛乳・乳製品」「小麦」以外の食材については、次のとおり対応する。

- ① 調理工程上、アレルギーとなる食材及びその食材が含まれている加工品でも、取り除くことができる場合は、**除去食を提供する**。
- ② **取り除く食材が献立メニューの主材料**である場合、それに代わる食品を補い、**代替食を調理し、提供する**。

原因食品分類	食材・加工品
そば	そば
ピーナッツ(落花生)	ピーナッツ(落花生)
大豆	大豆、枝豆、大豆もやし、豆腐、納豆、油揚げ、厚揚げ、豆乳、おから、きなこ など
大豆以外の豆類	緑豆もやし、きぬさや(さやえんどう)、さやいんげん、グリーンピース、小豆、スナッペン
ごま	ごま
種実類	くるみ、栗、カシューナッツ、アーモンド など
甲殻類(エビ・カニ)	エビ、カニ、かまぼこ、かにかまぼこ、ちりめんじゃこ など
軟体類・貝類	いか、たこ、ほたて、あさり など
魚卵	いくら、たらこ など
魚類	さくら、さば、ぶり、白身魚、鮭、魚肉加工品(ちくわ・かまぼこ・さつま揚げ・かにかまぼこ・はんぺん)、かつおぶし、ツナ缶、ちりめんじゃこ※エビ・カニを含むことあり
肉類	鶏肉、牛肉、豚肉、肉加工品(ベーコン・ロースハム・ウインナー)、ゼラチン
果物類	かんきつ類(オレンジ・みかん・ゆず・レモン)、りんご、梨、柿、いちご、バナナ、ぶどう(レーズン含む)、すいか、パインアップル、桃、ブルーベリー、梅(塩漬梅干し含む)、ジュース類、ゼリー類、ジャム類
野菜類	トマト、トマトケチャップ、トマトホール缶、トマトピューレ
	とうもろこし、ホールコーン缶、クリームコーン缶、コーンフレーク
	アスパラガス、オクラ、かぶら、かぼちゃ、カリフラワー、キャベツ、きゅうり、ごぼう、小松菜、しそ、しょうが、ズッキーニ、大根(切干大根含む)、玉ねぎ、チンゲン菜、冬瓜、なす、菜の花、ニガウリ(ゴーヤ)、にら、ニンジン、にんにく、ねぎ、白菜、パセリ、パプリカ、ピーマン、ブロッコリー、ほうれん草、水菜、みつば、れんこん、野菜ジュース
きのこ類	えのきたけ、しめじ、エリンギ、しいたけ、なめこ、まいたけ、マッシュルーム
藻類	わかめ、のり(青のり含む)、ひじき、こんぶ(塩昆布含む)、寒天
その他	ココアパウダー(純ココア)、プリンの素

7 調味料(除去不可能なもの)の対応

調味料には、複数の食材がさまざまな状態(エキス・抽出物・ペースト等)で原材料として使用されている。調味料までのより厳しい除去対応が必要な場合は、食物アレルギー対応が困難となり、該当の給食メニューを提供することができない場合がある。

調味料に使用される原材料のうち「特定原材料」と「特定原材料以外」に分類し、対応する。

●「特定原材料」は基本的には代替食として対応

(C.除去食品においてより厳しい除去が必要なものに✓がないことを確認)

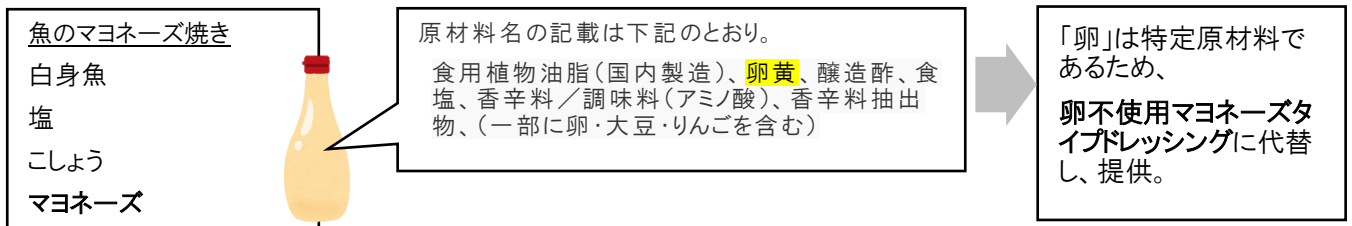
●「特定原材料以外」は給食メニューの代替品を家庭から持参対応

給食に使用する調味料は、下記一覧のとおりである。

調味料	特定原材料	備考	特定原材料以外
砂糖	—		「奈良市立園 給食管理指導表」 ① C 除去食品においてより厳しい除去が必要なものに✓がある場合は給食メニューの代替品を家庭から持参をお願いする。 ② ✓がある場合は給食メニューの代替品を家庭から持参をお願いする。
塩	—		
酢	(穀物酢の場合)小麦	「奈良市立園 給食管理指導表」の確認	
	(米酢の場合) —		
しょうゆ	小麦	「奈良市立園 給食管理指導表」の確認	
みそ・白みそ	—		
みりん	—		
酒	—		
コンソメ	乳成分・小麦	「特定原材料 28 品目不使用ブイヨン」に代替	
中華スープ	—		
こしょう	—		
カレー粉	—		
マヨネーズ	鶏卵	「卵不使用マヨネーズタイプドレッシング」に代替	
ウスターソース	—		
お好み焼きソース	小麦	「奈良市立園 給食管理指導表」の確認	
焼肉のたれ	小麦	「奈良市立園 給食管理指導表」の確認	
塩こうじ	—		
和風ドレッシング	乳成分・小麦	「奈良市立園 給食管理指導表」の確認	
フレンチドレッシング(セパレート)	—		
ボン酢	小麦	「奈良市立園 給食管理指導表」の確認	
カレールウ	(乳成分)・小麦	「小麦不使用カレールウ」に代替	
シチュールウ	乳成分・小麦	「特定原材料 8 品目不使用シチュールウ」に代替	
ハヤシルウ	乳成分・小麦	「特定原材料 28 品目不使用ハヤシルウ」に代替	
だし(削り節)	—		

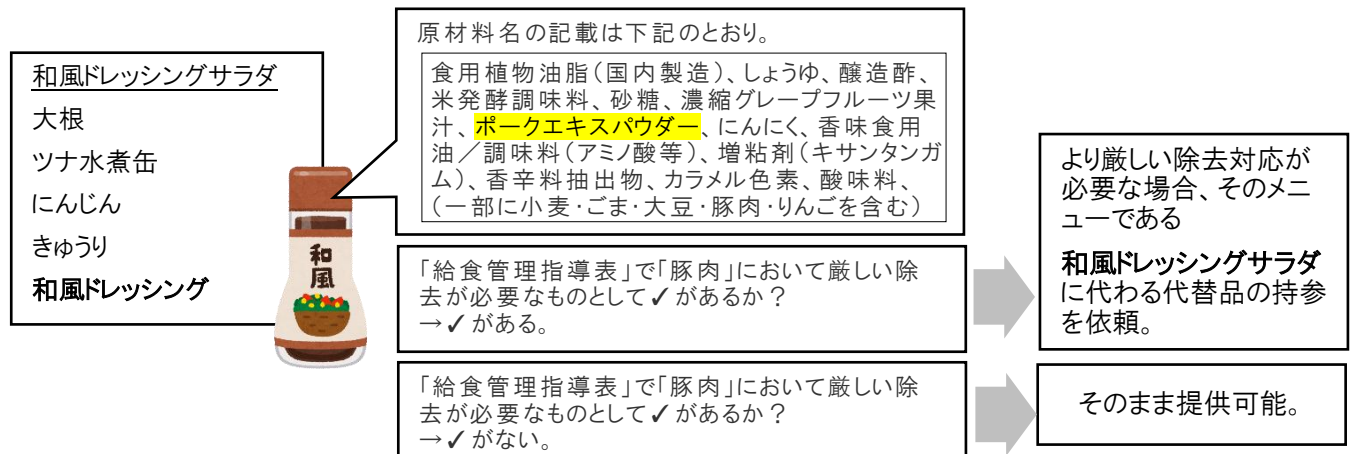
【例1】特定原材料の食材(例:鶏卵)にアレルギーがある場合

「魚のマヨネーズ焼き」の対応について



【例2】特定原材料以外の食材(例:豚肉)にアレルギーがある場合

「和風ドレッシングサラダ」の対応について



8 コンタミネーションの配慮が必要な場合は「弁当持参」対応

コンタミネーションとは、「食品を製造する際、原材料としては使用していないにもかかわらず、同じ製造工場・施設内で製造している他の食品から極少量のアレルゲンが意図せず混入してしまうこと」をいう。

コンタミネーションの配慮が必要な園児には、同じ給食室内での調理によるアレルゲン微量混入の可能性のあることから、誤食事故のリスクを回避するため、**給食室からの提供は全てできない**。**家庭からの弁当(昼食・おやつ・お茶)を持参していただく**。なお、食器の貸し出しは出来ないため、おやつを移し替える容器も併せて持参していただく。

9 持参した一部メニューまたは弁当の保管と提供

コンタミネーションリスクが低く、安全で温度管理できる場所(事務所・保育室)で預かり、保管する。

- ・提供前の電子レンジでの温め直しは、園の状況に応じ可能とする。
- ・コンタミネーションリスクの低い、調乳室等の電子レンジを使用する。
- ・運用にあたっては幼保こども園課に事前に相談・共有(実施場所や方法)を行う。
- ・なお、温め後の温度測定は不要である。
- ・預かった持参メニューやお弁当は、提供時に配膳漏れのないように預かり担当(担任・その他職員)や保管場所を園で取り決め明確化し、給食前に準備・提供する。



※使用前後に電子レンジ庫内を次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸し絞った消毒用布巾で拭く。また取り外せるものに関しては、使用後に洗剤で洗浄する。

奈良市立園給食調理衛生管理マニュアル P.20 4施設・設備等の衛生管理 (2)設備の衛生 ⑨電子レンジ 参照

離乳食

園では、家庭での離乳食の進み具合や月齢に応じて、離乳食をすすめていく。保護者に「奈良市立こども園・保育園 離乳食使用食材一覧表」(様式 1-②)を用い、食材の喫食経験の確認を行う。離乳食に使用する食材のうち、家庭での喫食経験がない食材は、給食では提供しない。

アレルギーとなる食材が使用されている場合は**除去食※**を提供する。ただし、食材を除去することとでメニューが成立しない場合は、家庭からの持参をお願いする。

※離乳食の進捗による未食食材への対応が多いことから、除去食のみの対応とする。

1 持参した離乳食の衛生管理

- 離乳食は ①細かくすりつぶす等の作業工程が多岐に渡るため、食中毒汚染のリスクが高い
②水分が多く食中毒菌が発生しやすい
③乳児は免疫機能が不十分なため、食中毒になりやすく、重症化しやすい

以上 3 点の理由から、食中毒予防を考慮した衛生管理の徹底を必要とする。

1. 保管・提供方法

冷蔵庫で保管、提供前の電子レンジでの温め直しは可能とする。なお、コンタミネーションリスクの低い調乳室等の冷蔵庫及び電子レンジを使用する。実施するにあたり、幼保こども園課に事前に相談・情報共有を行う。

保護者が市販のベビーフードの持参を希望する場合は、開封後すぐに喫食可能な商品の持参をお願いする。お湯を加えるなど追加で手を加えることのない食品を持参していただくこととする。

2. 冷蔵庫の衛生管理について

「奈良市立園給食調理衛生管理マニュアル」に準じる。(以下 抜粋)

奈良市立園給食調理衛生管理マニュアル 4 施設・設備等の衛生管理 (2)設備の衛生 ⑤冷蔵冷凍庫

- ・冷蔵庫は10℃前後(5℃以下が望ましい)を保持する。
- ・庫内温度を維持するために扉の開閉は速やかに行う。
- ・未処理の食品(魚や肉、野菜)と調理済み食品は、相互汚染を防止するため区別して保管する。
- ・保管容器はきちんと蓋やラップなどで密閉する。
- ・加熱調理のもので、冷めていないものは庫内に入れない。

冷凍冷蔵庫の清掃・消毒

- ① 全在庫品を取り出す。
- ② 取り出せる棚などは洗剤で洗浄し、食器消毒保管庫で消毒・乾燥させる。食器消毒保管庫が使用できない場合は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸し絞った消毒用布巾で拭く。
- ③ 庫内は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸し絞った消毒用布巾で拭く。

※取っ手は毎日(始業前・終業時・その他必要に応じて)次亜塩素酸ナトリウム水溶液に浸し絞った消毒用布巾で拭く。

各職員の役割及び組織体制

日頃から園での保健衛生・事故防止対策の中で専門性を活かす。また各対応の場面で、職種間の連携が重要となるため、相互の役割を認識した上で、連携・情報共有を図る。

職 種	役 割	具体的な役割
全職員	—	食物アレルギーに関する正しい知識の習得 アレルギー児の把握 保護者対応・面談・支援 アレルギー児及び保護者のケア 緊急時の「エピペン®」の取扱いの把握 誤食事故時の対応 職員間の連携と役割分担
園 長 (副園長)	園総括責任者	個別対応に関する最終決定 全職員への周知徹底・情報共有
保育教育士	園児、保護者、及びその他園児への支援	園児が安全に園生活を送ることができるよう配慮 アレルギー対応食の確認(園児へ提供前) 混入事故のないよう配膳の管理 他の園児への配慮
調理員	安全なアレルギー対応食の提供	アレルギー対応食の確認(調理から受け渡しまで) 使用食材の成分表示の確認 調理手順等の共有と確認 混入事故のない調理の管理 調理室から保育室までの配膳手順等の共有
看護師	子どもの健康面の把握と情報集約 園医や主治医との連携	個別対応のサポート 主治医や園医と連携した緊急対応の事前確認
管理栄養士 (幼保こども園課)	安全なアレルギー対応食の提供 園及び保護者支援	アレルギー対応献立表の作成 各園との連携及び個別対応の支援 ヒヤリハット・誤食事故時の対応・支援 食物アレルギーマニュアルの作成・改訂 食物アレルギーに関する情報提供

食物アレルギー児の把握と誤食予防対策

1 食物アレルギー対応食開始までの流れ

入園面談 食物アレルギー児の把握・書類の配付

- ① 入園面談時に保護者の申し出を受け、食物アレルギーの有無を確認する。
- ② 何らかの食物アレルギーがある園児(疑いも含む)の保護者に対し、「**奈良市立こども園・保育園給食における食物アレルギー対応について**」(様式 2-①)に沿って園でのアレルギー対応について説明を行う。
給食で「食物アレルギー対応食(除去食・代替食)」提供の有無に関わらず、必ず「**奈良市立園 給食管理指導表**」を提出するよう、保護者に伝える。
- ③ 医療機関に受診の上、「**奈良市立園 給食管理指導表**」(様式 3)を医師に記入してもらい、入園までに保護者から提出していただくよう依頼する。
受診時に、保護者が記入済みの「**給食使用食材一覧表**」(様式 1-①、1-②)を持参し医師に提示することで、給食管理指導表の記載の参考になる場合があることも伝える。

※給食管理指導表の提出及びアレルギー対応の個人面談実施までは、給食の提供はしない。

医療機関受診 及び 奈良市立園 給食管理指導表の記入

アレルギー対応の個人面談 食物アレルギー児の状況把握

- ① 園職員(園長・副園長・担任保育教育士・調理員等)と保護者で面談を行う。
(給食委託事業者の場合は必要時同席を依頼する。)
- ② 保護者から提出があった「**奈良市立園 給食管理指導表**」に基づき、医師の診断内容を確認。園でのアレルギー対応について保護者に対して説明・共有を行う。
- ③ 薬やエピペン®が処方されている場合は、該当する書類を配付、記入後提出していただく。
「**食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書**」(様式 5)
「**エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供**」(様式 7)

面談時に確認するポイント

1. 食物アレルギー状況
 - ・原因食物の確認
 - ・アナフィラキシー既往歴
 - ・除去食品においてより厳しい除去が必要なものの有無を確認
(給食対応が困難となる場合があることを説明)
2. 保育園等での生活上の留意点
 - ・給食・離乳食管理の要・不要の再確認及びアレルギー用調製粉乳の要・不要の再確認
 - ・食物・食材を扱う活動、コンタミネーションの配慮の確認
 - ・保護者の緊急連絡先、預かり処方薬、連絡体制、園で対応する内容を確認



園内職員及び幼保こども園課との情報共有

- ① 提出のあった「奈良市立園 給食管理指導表」の情報をデータでも管理を行うため、「食物アレルギー園児調査票(Excel)」に入力・更新する。

こ幼保連絡フォルダ＞幼保こども園課＞マニュアル＞給食・食育関係＞食物アレルギー＞食物アレルギー園児調査

- ② 「奈良市立園 給食管理指導表」の写しを幼保こども園課に提出する。幼保こども園課は入力状況を確認するとともに、書類をファイリングし管理する。



食物アレルギー対応食の開始

対応の見直しは少なくとも年 1 回行う。

- ① 見直しにあたっては、医療機関受診及び「奈良市立園 給食管理指導表」を再提出していただくよう保護者に依頼し、書類を渡す。(再提出の期限はおおむね 2 月末とする)
- ② 提出は翌年度の体制を整えるために、2 月末までに保護者に提出を依頼し、担任保育教育士がアレルギー児とアレルギー内容を確認した上で翌年度の担任保育教育士に引き継ぐ。
- ③ 「食物アレルギー園児調査票(Excel)」に入力・更新する。
- ④ 再提出された「奈良市立園 給食管理指導表」の写しを幼保こども園課に提出する。幼保こども園課は入力状況を確認するとともに、書類をファイリングし管理する。

入園時のみならず、在園途中でも食物アレルギー発症の可能性があるため、全園児の保護者に対し、毎年「給食提供に係る対応(食物アレルギー)について(様式 2-②)」を配付し、奈良市立園の食物アレルギーに係る給食対応について周知を行う。配付時期としては次のとおりとする。

- ① 新入園児保護者に対し、「入園のしおり」と併せて配付、説明を行う。
- ② 進級する在園児保護者に対し、2 月末頃に配付を行う。

在園途中に食物アレルギーを発症した場合は、「1 食物アレルギー対応食開始までの流れ(P12-13)」に沿った対応を行う。

2 毎月の対応

- ① 園は月末に翌月の献立表を保護者に配付し、**食物アレルギー対応のチェック**を依頼する。
- ② 担任保育教育士・調理員・保護者それぞれが食物アレルギー対応食についてあらかじめチェックし、**照らし合わせ確認**する。
- ③ 食物アレルギー対応食(除去食・代替食・持参)については、毎月幼保こども園課から送付される「**こども園・保育園給食献立表(アレルギー確認用)**」を用い、保護者と共通認識を行う。
- ④ 給食提供内容を園職員間で共有する。

火曜 月こども園・保育園給食献立表(アレルギー確認用)										
区分	献立名	食品名	卵		乳	小麦	その他の食材			保存食
			非加熱	加熱			食材・その加工品	代替食材	その成分を含む製品	
10時	牛乳	牛乳			豆乳かお茶					
	ビスケット	ビスケット		※アレルギー用菓子	※アレルギー用菓子	アレルギー用菓子	※アレルギー用菓子		持参	
昼食	ご飯	米					米	持参		
	白身魚の カレーマヨ焼き	白身魚(切)					白身魚	※ 持参	持参	○
		マヨネーズ	※不使用のマヨネーズタイプ調味料	※不使用のマヨネーズタイプ調味料			魚	※ 持参	持参	○
	酢の物	カレー粉					香辛料	x		
		大根					大根	x		
		きゅうり					きゅうり	x		
		にんじん					にんじん	x		
		ロースハム		※除去	※除去	※除去	豚肉	x	持参	
		ごぼう								
		塩								
	さつまいものみそ汁	さつまいも					さつまいも	じゃがいも		
		玉ねぎ					玉ねぎ	x		
		にんじん					にんじん	x		
		油揚げ					油揚げ	x	持参	
		みそ					味噌	x		
15時	牛乳	牛乳			豆乳かお茶					
	シュガー	食パン(10枚切・耳付き)			※米粉パン	米粉パン			持参	○
	バターサンド	バター			ジャム					
		はちみつ								

【こども園・保育園給食献立表(アレルギー確認用)】

何らかの理由(園行事や給食食材のトラブル等)で給食の予定献立を変更する場合は、必ず事前に保護者に使用食材(食物アレルギー対応食)について伝え、確認する。

3 前日までの対応

- ① 食物アレルギー対応食のうち代替食材の発注
- ② 前日の確認内容
 - ・食物アレルギー対応食(除去食・代替食・持参)について「こども園・保育園給食献立表(アレルギー確認用)」を用い、確認する。
 - ・食物アレルギー用食材の発注漏れがないかを確認する。
 - ・給食の一部メニューまたは弁当の持参について、各クラス担任が保護者に伝達し、伝達が確実に行われているかを園職員間で再度確認する。

4 毎日の提供から片付け

朝礼

- ① 園職員内で通常メニューと食物アレルギー対応食(除去食・代替食・持参)の確認・共有を行う。
- ② 登園時に、給食の一部メニューまたは弁当の持参忘れがないかを確認し、安全に管理できる場所(事務所・保育室)で預かる。

【P.7 公立園の食物アレルギー対応食 持参した一部メニューまたは弁当の保管と提供 参照】

調理作業前

- ① 各クラス担任は、各クラスの園児の出欠人数を把握次第、その都度調理員に連絡する。特にアレルギー児の出欠は午前8時40分までに連絡するように努める。
- ② 加工品に含まれる原材料・アレルゲン表示を複数の調理員で確認し、調理手順を再確認する。
- ③ 調理員内で作業分担を行う。

調理作業時

- ① 各調理工程でアレルゲンが混入しないように徹底する。
- ② アレルギー用食器に盛り付け、ラップをし、食札等を使用する。

食札の項目例

- ・名前
- ・クラス
- ・アレルゲン食材名(除去すべき食材)

配膳① 調理員から保育教育士への引渡し

- ① 保育教育士は各園児のアレルギー用献立表を確認した上で調理室に給食を受け取りに行く。原則、受け渡しは対面で行う。
- ② アレルギー児の献立及び食器・食札を確認し、調理員・保育教育士間で声かけ確認を行う。



声かけ確認内容

- ① アレルギー児名
- ② 各児のアレルゲンとなる食材
- ③ 各食物アレルギー対応食(除去食・代替食)
- ④ 持参の有無



配膳② 保育室内でアレルギー児に提供するまで

- ① アレルギー用献立表を基にアレルギー対応食の内容について声かけし、複数の職員で食器・食札を目視・指差し確認後にアレルギー児に配膳する。アレルギー児用のおかわりの有無も確認する。

(声かけ例)



今日のアレルギー対応食は、「ポテトサラダ」
ハム除去・きゅうり除去・マヨネーズ代替マヨドレです。
対象は、Aさん、Bさんです。持参は、Cさんです。

確認しました。



- ② 持参メニュー及びお弁当を事務所で預かっている場合は、事務所に受け取りに行く。
- ③ アレルギー児を含め、配膳は、園児それぞれが着席後、随時行う。食物アレルギー対応食配膳時には担当保育教育士が付き添い、食べる直前にラップを外す。

※他の園児の食事と混同しないようにし、アレルギー児の席は定めておく。特に重症なアレルギー児の場合は、他の園児の手の届かない位置まで席(机・いす)を離す。

※必要に応じて個人専用トレイ(氏名記載)を使用する。個人専用トレイの洗浄・消毒・保管は園の状況に応じ、調理室または保育室で行う。

喫食中

- ① 担当保育教育士は食事終了まで園児から離れず、他の園児の食事に手を伸ばして誤食、誤飲しないように注意を払う。また、アレルギー症状などの出現がないか十分観察する。園児のそばを離れる場合は、他の保育教育士に交代を伝える。
- ② おかわりをする時は誤食のないように担当保育教育士が付き添い、アレルギー児が一人でおかわりしないようにする。保育教育士がおかわりを盛り付ける場合は、手洗いを再度行い、アレルギー食材が混入しないようにする。配膳する前に、複数の職員でアレルギー用献立表を基にアレルギー対応食の確認をする。おかわりの可否も確認する。

※配膳上余剰が出たメニューについて、フードロスの観点から配分することを「おかわり」として扱います。

下膳

【保育室】

食べこぼしに注意しながら保育室を丁寧に清掃する。その際、アレルギー児が他の園児の食べこぼしに接触しないように注意する。特に重篤な症状を持つアレルギー児は、清掃が終わるまで保育室から移動するか、接触しない場所で過ごすことが望ましい。

【調理室】

調理器具や食器は洗浄、消毒を徹底する。

除去解除の流れ

除去解除とは、「食物アレルギー対応が必要であった食材を完全に食べることができ、園において配慮を必要としないこと」をいう。

除去解除の場合は、医師の指示があつてからの対応となる。保護者からの希望では解除とはならない。保護者から「**除去解除申請書**」(様式 4)を園に提出していただく。

提出される前に、給食で提供する量を目安とし、家庭において複数回食べて症状が誘発されないことを確認した上で、給食で食材の提供を行う。

医師からの指示と説明

家庭でアレルゲンとなる食材を複数回喫食するよう医師の指導を受ける。その上で除去解除の指示を受ける。

家庭での喫食

医師の指示通り、家庭でアレルゲン食材を複数回喫食し、症状が出ないことを確認する。

保護者による「除去解除申請書」の提出

保護者が「**除去解除申請書**」(様式 4)を記入し、園に提出する。

除去していた食物の解除理由の記入漏れがないよう依頼する。
除去解除理由として、「未摂食であつたが食べることができた」
「医師の指導の下、複数回食べたが症状が誘発されなかった」
等を明記いただく。

【除去解除申請書】

園で給食の提供

解除について、全職員で情報共有する。

「**食物アレルギー園児調査票(Excel)**」の当該児童の変更・更新を行う。

提出された「**除去解除申請書**」の写しを幼保こども園課に提出する。

幼保こども園課は入力状況を確認するとともに、書類をファイリングし管理する。

解除申請のとおり、給食提供を実施する。

アレルギー用食器

食物アレルギー対応食は、調理員から保育教育士を経て園児に提供される。

外観からアレルギー対応食を明確に区別・認識でき、また園児自身が意識できるよう、アレルギー用食器を活用する。

1 食器の種類

柄付きコップ	湯呑			ボール	ボール(大)
園でどちらかを選択		中皿	深皿	園でどちらかを選択	
					

- ① 豆乳は「青色」の柄付きコップまたは湯呑を使用するなど、区別する。
- ② アレルギー用食器に不足が生じれば、幼保こども園課に連絡する。アレルギー用食器は幼保こども園課で購入する。

2 食器の活用方法

- ① 食物アレルギー対応食のアレルギー用食器(青)への盛り付けについては、「給食室のみ」とし、保育室では盛り付けや手を加えることはしない。 ※配膳での誤食を防ぐ観点から。
- ② 通常食(主菜と副菜)をワンプレートで盛り付ける場合、どちらか一方がアレルギー対応食となっている場合の盛り付けと園児への提供方法については次の2通りとする。
(パターン1)給食室からアレルギー用食器(青)にアレルギー対応食を盛り付け、ラップ・食札を添付し提供。別途、通常食を通常食器(白)に盛り付け、園児に配膳する。
(パターン2)給食室からアレルギー用食器(青)でアレルギー対応食と通常食を盛り合わせた完成形で盛り付け、ラップ・食札を添付し、園児に配膳する。
- ③ 調理員から保育教育士に食物アレルギー対応食を渡す時は、「P.15-16 食物アレルギー児の把握と誤食予防対策 4 毎日の提供から片付け」に従い、確実に行う。

※おかわりの対応の場合は、アレルギー用食器を使用することによってアレルギー対応が必要であることを認識できる。園児のアレルゲンを確認し、提供できる内容(食物アレルギー対応食・通常食)を必ず確認し、おかわり時の誤配膳を防ぐ。

※低年齢児へのユニバーサルプレートの使用についてはアレルギー児も使用可能とするが、配膳まではアレルギー用食器(青)のまま、アレルギー対応食を提供する。

喫食中は対象園児の前で少量ずつ、ユニバーサルプレートへ通常食・アレルギー対応食を移動させ、食べるための補助として使用することが可能である。

食材を扱う活動

食物アレルギー児の活動は、「奈良市立園 給食管理指導表」に基づき、活動内容や使用する素材を十分に検討し、計画を行う。原則、アレルゲンとなる食材を使用せず、それに代わるものを選択し、他の園児と同様の活動ができるように配慮する。いずれも事前に保護者に説明した上で了承を得る。

1 クッキング保育

アレルギー児が活動する場合は、アレルゲンとなる食材を使用しないなど、計画段階から内容や使用食材の検討を行う。



2 牛乳パックを使った遊び

乳アレルギー児は、牛乳パックに微量の乳成分が残存していた場合、それに接触することでアレルギー症状が出る危険性がある。牛乳パックは乳成分が残っている可能性があるため、使用しない。ジュースパック等、症状出現に関与しないものを利用する。

3 小麦粉を使った遊び

小麦アレルギー児は、小麦を使用した粘土に触れることにより、アレルギー症状が出る場合があるため、小麦が含まれている粘土は使用しない。

4 豆まき行事

豆まきを行う時に大豆アレルギー児がいる場合は、誤食や接触する可能性があるため、使用しない。

また、落花生(ピーナッツ)は、アナフィラキシーを起こす危険性が高い食材であるため、使用しない。



5 園でのイベント（遠足・夏祭り・夕涼み会・クリスマス会など）

普段と異なる環境で活動を行う時は、通常行っているアレルギーの確認作業が希薄になり事故が起きやすくなる。アレルゲンとなる食材を使用しないなど計画段階から内容の検討をする。

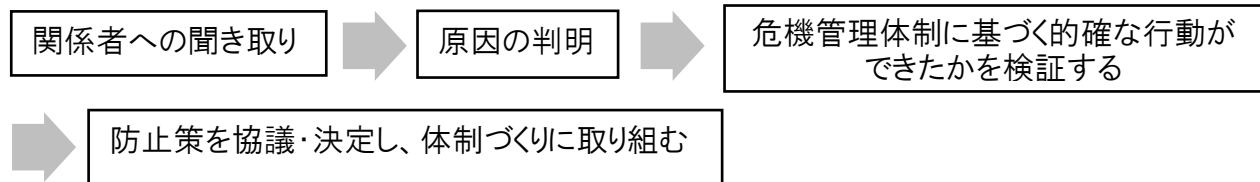
業者から納品されるものを使用する際には、事前に納品される予定の商品の成分表示を保護者に確認してもらうなど、入念な打ち合わせと準備をしておく。



ヒヤリハット・誤食事故発生時の対応

1 ヒヤリハット・誤食事故の検証

ヒヤリハットとは、事故につながらなかったものの、危険を感じてヒヤッとすることや、ハッとした出来事のことをいう。ヒヤリハットにもしっかりと対応することで、誤食事故を減らすことができる。園での事故を防ぐために、ヒヤリハット及び誤食事故等が発生した時は、すべての事例の情報共有・改善策を検証する。

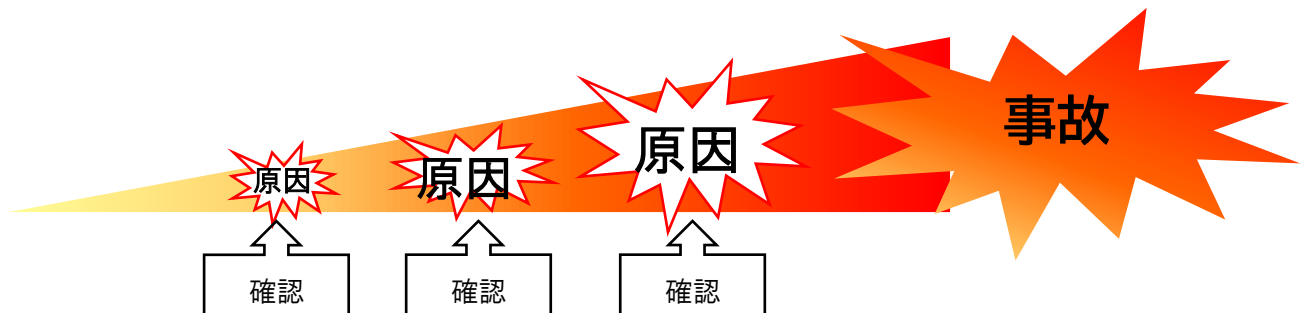


2 報告書の作成

ヒヤリハットや誤食事故が起こるには、ひとつの原因だけではなく、様々な原因が重なり関係しているため、事故に至らないよう止めるための【確認箇所】がある。

ヒヤリハット・事故報告は、園での対応内容・方法の再確認ができ、再発防止につながる。

ヒヤリハット・誤食事故が発生した場合、報告書を作成する。



誤食事故が発生した場合は、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づき、園児の安全確保を最優先する。

事故発生時 園児対応・保護者連絡後

- ① 幼保こども園課に連絡する。(電話 0742-34-5493)
- ② 発生当日に内容の概略を文章にまとめ、誤食事故の速報として「食物アレルギー児のヒヤリハット・誤食事故報告書」(様式 11)のうち、1.対象園児について 2.発生状況と経過 までを入力し、報告する。(LGWAN 系各園フォルダに保存後、幼保こども園課に連絡)
- ③ 発生から3日以内 園内で 3.事故原因及び再発防止策を検討し、報告書にまとめ、再度提出し、報告する。

【食物アレルギー児のヒヤリハット・誤食 事故報告書】

※ヒヤリハットが発生した場合も同様に、「食物アレルギー児のヒヤリハット・誤食事故報告書」を用い、報告する。

食物アレルギー症状出現時の処方薬の保管と与薬

1 日頃からの準備

緊急時の対応について、保護者と預かり薬の取り扱い等を事前に相談し、園内で共有する。

2 食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書

食物アレルギー症状の緊急時対応として、「奈良市立園 給食管理指導表」の指示内容及び医師から保護者への処方薬の指導に従い、園内で処方薬の保管及び与薬を行う。

園で保管・与薬が必要であれば、「食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書」(様式 5)を保護者に記入してもらう。

園職員は、記入内容を基に保護者と処方薬の保管・与薬の対応方法について定めておく。併せて、保管・投与の対応方法については全職員が共通認識する。

処方薬は毎日保護者から登園時に預かり、降園時に返却する。預かる度に「緊急時に備えた処方薬 管理書」(様式 6)に記録し、薬を紛失することないように安全に管理する。

食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書			
奈良市立 園長			
緊急時に備えた処方薬を園に保管・与薬を依頼する場合、以下を記入してご提出ください。			
園児名			
名前	(男・女)	年 月 日生(歳)	
保護者名		緊急連絡先	
名前		TEL:	
医療機関名		受診日(処方日)	
TEL:		年 月 日	
薬品名	使用期限 ※薬局・医師にご確認ください。	薬の種類 ※お預かりいただく薬をすべてお伝えください。その場合は記載してください。	
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()	
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()	
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()	
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()	
与薬方法 ※「奈良市立園 給食管理指導表」に基づいて記載してください。			
①与薬するタイミングや症状			
②方法			
園での保管場所(保管上の注意点があれば記載してください。)	受け取り者名		
※エピペンの保管・与薬依頼がある場合は、保育総務課に連絡すること。			
その他注意事項			
※医師の処方箋のみ保管・与薬します。(処方箋や、薬の説明書等のコピーを添付してください。)			
※薬の容器や袋に、クラス名・氏名を記載してください。			
※お預かりさせていただく処方薬は、原則1包とさせていただきます。			
※緊急時である為、与薬後に保護者様にご連絡させていただく場合があります。			
※薬品名や与薬量(用量)に変更がある場合は、すみやかに申し出てください。			

【処方薬 保管・与薬依頼書】

緊急時に備えた処方薬 管理書				
クラス名	園児名	保護者氏名	薬品名	
			抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()	
月	受取者	返却者	与薬者	保管確認者
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				

【緊急時に備えた処方薬 管理書】

1 エピペン®の園での取り扱いについて

エピペン®は副腎髄質から分泌されるアドレナリンというホルモンを注射で投与できるようにしたものである。主に心臓の働きを強め、末梢血管を収縮させ、血圧を上げる作用がある。アナフィラキシーの補助治療剤として医師から処方される。※体重 15kg 未満の園児は処方されない。

エピペン®が処方され、園での預かり依頼を受けた場合は、「様式第1号 エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供(新規・変更)」(様式7)をもって幼保こども園課と情報共有を行う。併せて、園医及び幼保こども園課とともに園職員全体の理解の上で、適切にエピペン®を投与できる園内体制づくりを行う。

エピペン®の自己注射方法や投与のタイミングなど医師から処方される際に指導を受けている内容を保護者から聞き取り確認を行う。【P.28 エピペン®の使い方 参照】

2 園におけるエピペン®の使用

園児本人もしくは保護者が自己注射する目的で作られたものであるが、園生活で園児がアナフィラキシーショックに陥り生命が危険な状態にある場合等、居合わせた園職員がエピペン®を使用することができる。

エピペン®を使用するタイミングはショック症状より前段階で投与するほうが効果的である。エピペン®投与後、必ず速やかに救急搬送し、医療機関で医師による診療を受ける必要がある。

3 エピペン®の運用管理

- ① 職員全員がエピペン®の使い方(注射するタイミングと方法)を知っている。
- ② 職員全員がエピペン®の保管場所を知っている。
- ③ 園児の手の届かないところ、すぐに取り出せるところに保管する。
- ④ 15～30℃の場所で、冷蔵庫や日光の当たる場所等を避けて保管する。
- ⑤ 保護者のみならず、職員も有効期限切れや薬液の変色、沈殿物がないか等、あらかじめ異常を確認する。

4 保護者との確認内容

- ① 有効期限切れや薬液の変色、沈殿物がないか等、あらかじめ異常を確認していただく。
- ② エピペン®を必要とするアナフィラキシー症状出現時は、「食物アレルギー緊急時に備えた処方薬保管・与薬依頼書」に従って、当日持参しているエピペン®(「管理書」あり)を投与し、緊急時対応マニュアルに沿った対応をすることを伝える。
- ③ 緊急時の連絡先は必ず連絡が取れるようにしていただく。
- ④ 体調で気になることがある時は必ず登園時に伝えていただく。

5 消防機関との連携 エピペン®を処方されている園児の対応

医療機関からエピペン®を処方されたら

保護者の承諾を得た上で「様式第1号 エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供(新規・変更)」(様式 7、以下「情報提供書」)の記載・提出を依頼する。

記載されている内容に変更があった場合は、変更届として提出する。

「情報提供書」原本を園から幼保こども園課に提出(園は写しを保管)

「情報提供書」原本をデータ化し幼保こども園課から消防局に送付
(原本は幼保こども園課で保管)

様式第1号 奈良市消防局長		令和 年 月 日 園児 氏名 学年・年 姓・名 (公印欄)
エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供書 (新規・変更) (記入用紙)		
1. 園児・児童・生徒 氏名 年 月 日 学年・年 住所 年 月 日 部		
2. エピペン®使用状況 年 月 日		
3. 処方された医療機関 医療機関 年 月 日 医師 氏名 電話番号		
4. 処方された薬剤 薬剤名 年 月 日 処方量		
5. 保護者 (記入用紙) (保護者へは連絡がとれない場合は園児の連絡先を記入) 氏名 年 月 日 住所 年 月 日 電話番号		
6. 園児・児童・生徒 氏名 年 月 日 住所 年 月 日 電話番号		
7. 園児・児童・生徒 学校(園)内からの緊急連絡先を記入し、上記の情報提供書について承認します。 令和 年 月 日 園児・児童・生徒		

【様式第1号エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供】

医療機関からエピペン®の処方を中止・転園したら

症状の改善等によりエピネフリン自己注射薬の処方を受けなくなった場合や転園時に「様式第2号 エピネフリン自己注射薬の処方を受けていた園児・児童・生徒の情報廃止届」(様式 8、以下「情報廃止届」)の記載・提出を依頼する。

「情報廃止届」原本を園から幼保こども園課に提出(園は写しを保管)

「情報廃止届」原本をデータ化し幼保こども園課から消防局に送付
(原本は幼保こども園課で保管)

様式第2号 奈良市消防局長		令和 年 月 日 園児 氏名 学年・年 姓・名 (公印欄)
エピネフリン自己注射薬の処方を受けていた園児・児童・生徒の情報廃止届		
下記の園児・児童・生徒は、これまでエピネフリン自己注射薬の処方を受けていたが、次の理由により、廃止することとなりましたので提出します。		
1. 症状が改善したため 2. 転園のため 3. 学年・年 日 月 日 4. その他 ()		
園児・児童・生徒 氏名 年 月 日 住所 年 月 日		
保護者の承諾 上記の理由について、承認します。 令和 年 月 日 園児・児童・生徒		

【様式第2号エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報廃止届】

エピペン®を処方されている園児が救急搬送が必要となった場合

エピペン®を使用した場合、消防局救急隊へエピペン®使用後容器と併せて「様式第1号 エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供(新規・変更)」の写し(園保管)のコピーを渡す。

「様式第3号エピネフリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供」(様式 9)を救急搬送時に消防局救急隊へ提出前にコピーもしくは写真等で記録内容を保存しておく。

【様式第3号エピネフリン自己注射薬にかかわる救急隊への情報提供】

様式第3号 エピネフリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供	
連絡種別 氏名	
① 救急搬送時刻 ② エピペン®使用時刻	時 分 時 分
救急搬送時の状況	
全身の症状 ① 意識がもうろう ② 顔や唇が青い ③ 呼吸が浅い ④ 嘔吐や下痢	時 分 時 分 時 分 時 分
呼吸器の症状 ① 呼吸が浅い ② 呼吸が速い ③ 呼吸が苦しむ ④ その他	時 分 時 分 時 分 時 分
消化器の症状 ① 嘔吐 ② 下痢 ③ その他	時 分 時 分 時 分
目・口・鼻 ① 目のかすみ・充血 ② 口のなかの腫れ・唇の腫れ ③ その他	時 分 時 分 時 分
皮膚の症状 ① 強いかゆみ ② 全身じんましん ③ 全身が腫れる	時 分 時 分 時 分

緊急時の対応

食物アレルギーの緊急時対応マニュアル(奈良県)に基づいた対応を行う。



1 アレルゲンを含む食品を口に入れたとき

口から吐き出し、口をすすぐ。水やお茶は飲ませない。すすぐことができない場合は、口腔内に残っている食品を出し、ふき取りを行うなど、可能な限り、食品を飲み込む量を少なくする。

何らかの症状があった場合、「奈良市立園 給食管理指導表」に基づき対応し、預かっている処方薬(抗アレルギー薬等)がある場合は、投与する。



2 皮膚についてとき

よく洗い流す。アレルギーが接触した皮膚を触らないよう、また目をこすらないよう注意する。

皮膚症状があった場合、「奈良市立園 給食管理指導表」に基づき対応し、預かっている処方薬（抗アレルギー薬等）がある場合は、投与する。

3 眼症状(かゆみ・充血・まぶたのはれ)が出現したとき

洗眼後、預かっている処方薬（抗アレルギー薬・ステロイド点眼薬等）がある場合は、投与する。



4 緊急時対応の記録

「経過観察記録票」(様式 10)に、症状の経過等を記録する。あくまでも園児の安全確保を最優先とし、記録を行うこと。

また緊急搬送が必要な場合、消防局救急隊に経過観察記録票を渡す前に、コピーもしくは写真等で記録内容を保存しておく。

なお、エピペンを処方されている園児の記録については、

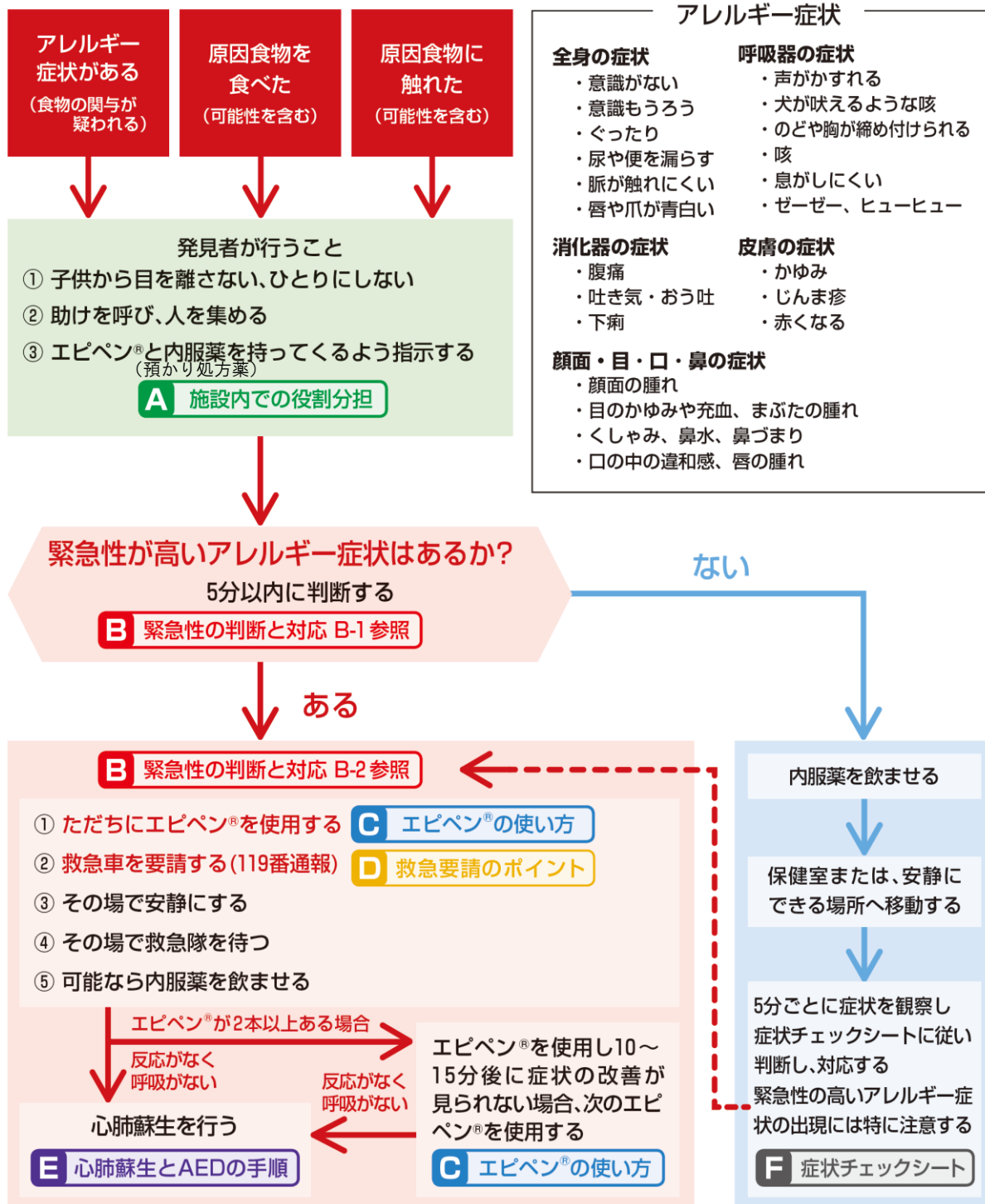
「様式第3号エピネフリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供」
(様式9)を使用する。(P.23 参照)

[illegible]

【経過観察記録票】

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



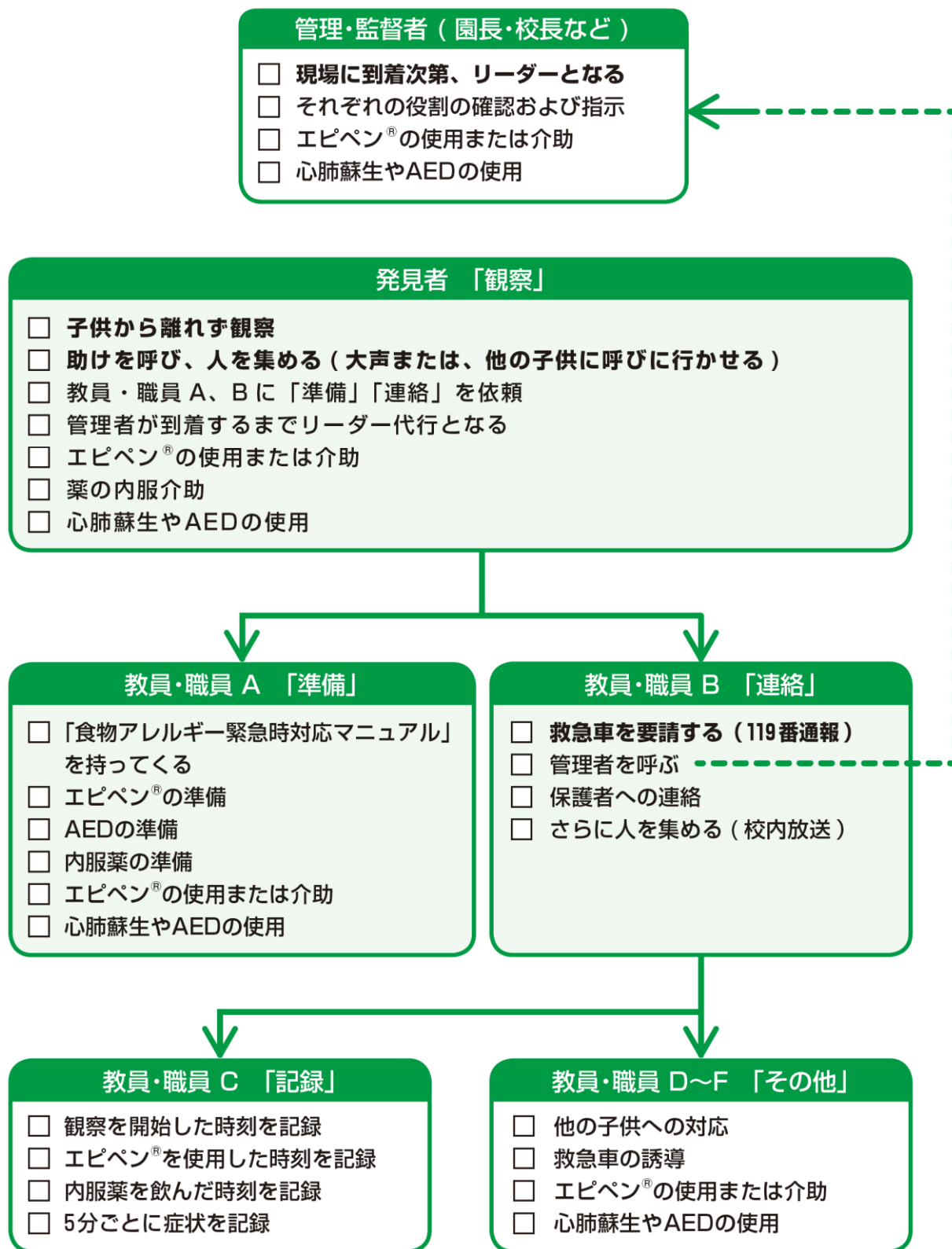
2013年 7月版

奈良県

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



「食物アレルギー緊急時対応マニュアル(奈良県)」

B

緊急性の判断と対応

◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！

◆迷ったらエピペン®を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

① ただちにエピペン®を使用する！

→ **C** エピペン®の使い方

② 救急車を要請する(119番通報)

→ **D** 救急要請のポイント

③ その場で安静にする(下記の体位を参照)

立たせたり、歩かせたりしない！

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

◆ エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン®を使用する(2本以上ある場合)

◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → **E** 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

↓
保健室または、安静にできる場所へ移動する

↓
5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15～30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン[®]を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン[®]の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

**注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！**

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン[®]を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中 (A) よりやや外側に注射する

仰向けの場合



座位の場合



D

救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える



119番、
火事ですか？
救急ですか？

救急です。



①救急であることを伝える

「食物アレルギーによるアナフィラキシー患者の
搬送依頼です」

「ぜん息患者の搬送依頼です」



住所はどこですか？

○区(市町村)○町
○丁目○番○号
○○保育園
(幼稚園、学校名)です。



②救急車に来てほしい住所を伝える

- ・学校（園）の所在地：
- ・学校（園）名：
- ・学校（園）の電話番号：
- ・近くの目標となるもの：



どうしましたか？

5歳の園児が
給食を食べたあと、
呼吸が苦しいと
言っています。



③「いつ、だれが、どうして、現在どのよう な状態なのか」をわかる範囲で伝える

**エピペン[®]の処方やエピペン[®]の使用の
有無を伝える**

- ・かかりつけの医療機関名：
- ・協力医療機関名：



あなたの名前と
連絡先を教えてください

私の名前は
○×□美です。
電話番号は…



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号（携帯電話等）を伝える

学校への侵入経路（例：西門等）について、具体的に伝える

※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

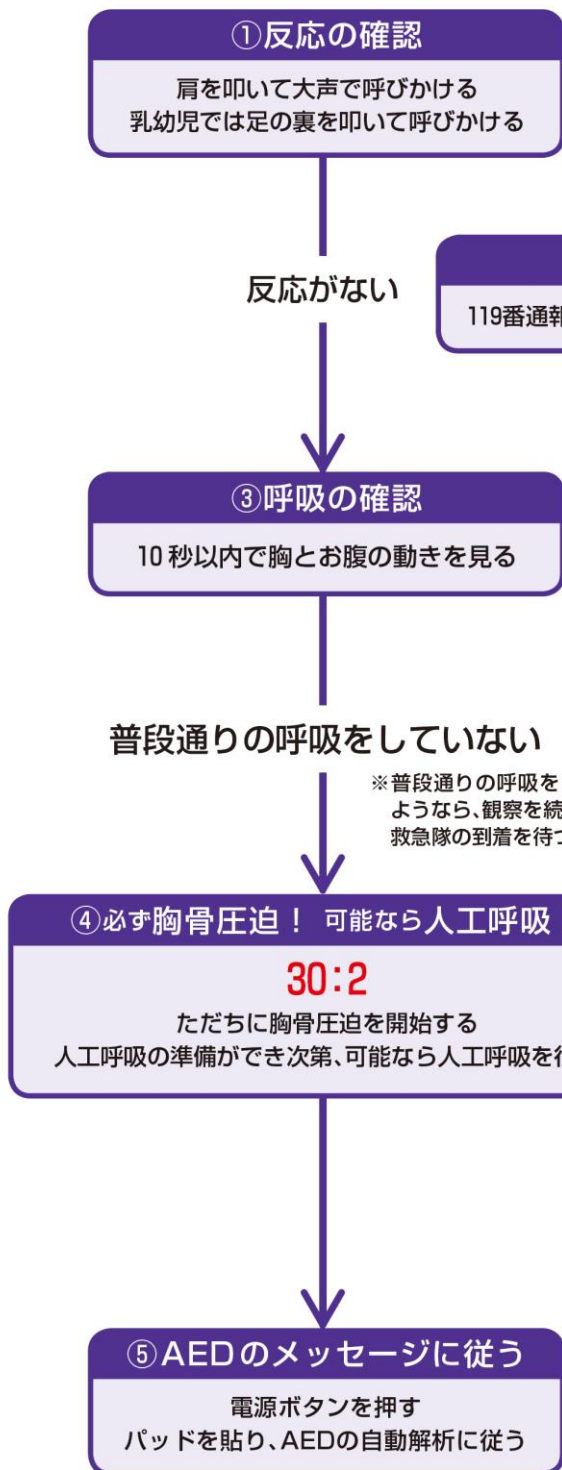
- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

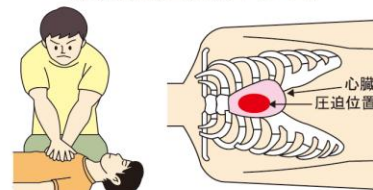
心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



【胸骨圧迫のポイント】



- ◎強く（胸の厚さの約1/3）
- ◎速く（少なくとも100回/分）
- ◎絶え間なく（中断を最小限にする）
- ◎圧迫する位置は「胸の真ん中」

【人工呼吸のポイント】



- 息を吹きこむ際
- ◎約1秒かけて
- ◎胸の上がりが見える程度

【AED装着のポイント】



- ◎電極パッドを貼り付ける時も、できるだけ胸骨圧迫を継続する
- ◎電極パッドを貼る位置が汗などで濡れていたらタオル等でふき取る
- ◎6歳くらいまでは小児用電極パッドを貼る。なければ成人用電極パッドで代用する

【心電図解析のポイント】



- ◎心電図解析中は、子供に触れないように周囲に声をかける

【ショックのポイント】



- ◎誰も子供に触れていないことを確認したら、点滅しているショックボタンを押す

F

症状チェックシート

◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する

◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の
症状

- ☐ ぐったり
- ☐ 意識もうろう
- ☐ 尿や便を漏らす
- ☐ 脈が触れにくいまたは不規則
- ☐ 唇や爪が青白い

呼吸器
の症状

- ☐ のどや胸が締め付けられる
- ☐ 声がかすれる
- ☐ 犬が吠えるような咳
- ☐ 息がしにくい
- ☐ 持続する強い咳き込み
- ☐ ゼーゼーする呼吸

- ☐ 数回の軽い咳

消化器
の症状

- ☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- ☐ 繰り返し吐き続ける

- ☐ 中等度のお腹の痛み
- ☐ 1～2回のおう吐
- ☐ 1～2回の下痢

- ☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- ☐ 吐き気

目・口・
鼻・顔面
の症状

- ☐ 顔全体の腫れ
- ☐ まぶたの腫れ

- ☐ 目のかゆみ、充血
- ☐ 口の中の違和感、唇の腫れ
- ☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の
症状

- ☐ 強いかゆみ
- ☐ 全身に広がるじんま疹
- ☐ 全身が真っ赤

- ☐ 軽度のかゆみ
- ☐ 数個のじんま疹
- ☐ 部分的な赤み

上記の症状が
1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、 の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに症状の変化を観察し、症状の改善がみられない場合は医療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

Q & A

Q.1 体調が悪い場合はアレルギー症状が誘発されやすく、医師から「しばらくは食材をやめてみたほうがいい」と指示があった場合の対応は。

A.1 給食での除去・代替食対応は、あくまでも医師の指示に従い、「奈良市立園給食管理指導表」に基づいて行う。そのため、給食管理指導表がない場合は、除去食・代替食の対応はできない。

しかし、医師から「一時的にこの食材をやめたほうがよい」と助言があり、保護者からその旨の申し出があった場合は、基本当日限りの対応として、保護者から食材名を聞き取り、申し送り表等園内で情報共有ができる書類に記録する。その際、保護者からサインをもらう。翌日以降も同様な対応が必要な場合は、医療機関の受診の勧奨及び給食管理指導表の提出を依頼する。（園児の安全を確保するため。）

Q.2 家庭で、ある食物を喫食後、何らかのアレルギー症状があった。食物アレルギーかどうか医師の診断がない時は給食提供が可能か。

A.2 食物アレルギーであるか、どのアレルゲンでどの程度の喫食で症状が誘発されるかが不明なままでは給食提供は不可能である。（コンタミネーションの配慮やアナフィラキシーを起こす可能性を考慮した対応が必要であるため。）

給食提供するためには医師の診断及び指示が必要であるため、医療機関受診を勧奨する。さらに、食物アレルギーについて医師からの診断がある場合は給食管理指導表の提出を依頼する。なお、給食管理指導表での指示（提出）があるまでは、給食提供ができないため、家庭から弁当を持参いただくようお願いする。

Q.3 食物アレルギーではないが、食物摂取により何らかの症状が出現する場合の対応は。

A.3 集団給食という特性を鑑み、多岐に渡る個別対応は不可能である。医師の診断で除去食・代替食の提供は可能であるが、「奈良市立こども園・保育園食物アレルギー対応マニュアル」（本マニュアル）に沿った対応が基本となる。

園の実情により対応可能な場合、提出のあった医師の診断書に基づき、保護者と園現場で相談をし、さらに幼保こども園課と情報共有した上で対応する。

Q.4 医師からの指示はなく、家庭でアレルギー食材を喫食してみたところ、症状が出現しなかった。そのため、除去解除をしたい。

A.4 「喫食して症状が出現していた食材」を解除する場合は、注意が必要である。

家庭での喫食経験だけではなく、医師からの診断・指示を必ず受けることを伝える。さらに、家庭での複数回の喫食をし、症状が誘発されないことを確認した上で、園での解除を勧めることとする。

除去解除を行う上では、必ず「除去解除申請書」の提出を依頼する。

Q.5 医師からの指示で（「奈良市立園給食管理指導表」提出あり）、これまで未摂取で除去していた食材を喫食してみたところ、症状が出現しなかった。そのため、除去解除をしたい。

A.5 「未摂取の食材」を除去解除する場合、もともと食べても症状が出現しなかった可能性があるため、そのリスクは高いものではない。

家庭で複数回の喫食をし、症状が誘発されないことを確認した上で、「除去解除申請書」の提出を依頼し、除去解除を行う。

Q.6 継続した食物アレルギー対応が必要である場合、給食管理指導表の更新が必要であるが、途中入所の園児も含めた、年度末更新スケジュールを知りたい。

A.6 更新については、次の通りとする。

対象（食物アレルギー対応児）	再提出期限
・在園児 ・4～11 月入園児	現年度 2 月末 に再提出
・12 月～3 月入園児	翌年度 2 月末 に再提出

なお、12 月以降入園児については、すでに提出いただいている給食管理指導表をもとに現年度 2 月末時点で対応に変更がないことを必ず確認の上、給食管理指導表をそのまま使用することについて差し支えない。

3 月中旬までには「食物アレルギー園児調査票(Excel)」を入力の上、幼保こども園課に写しを提出する。

Q.7 「給食管理指導表」において、「C.除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」にチェック(✓)が記載されている場合の給食対応は。

A.7 「給食管理指導表」の「C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの」にチェック(✓)が記載されている場合は、微量なアレルゲン(エキス、添加物、醸造過程でアレルゲンが消失するとされる調味料等)であっても重篤な症状を誘発する恐れがあるという医師の判断である。

集団給食の調理過程において、調味料等に含まれる微量成分や、意図しない微量混入(コンタミネーション)を完全に排除することは困難となる。したがって、当該項目にチェックがある場合は、園での安全な給食(除去食・代替食)の提供はできない。そのため、基本的には弁当等持参をお願いする。なお、医師の指示内容を確認した上で、他の成分が混入する恐れのない、「白ごはん」、「飲用牛乳」、「果物」などに限定して提供することは可能である。

「より厳しい除去」が不要となった場合は、速やかに医師による新たな「給食管理指導表」の再提出を求め、内容を更新した上で給食提供(除去食・代替食)を行う。

※「除去解除申請書」(保護者記載)では、より厳しい除去を解除した給食対応はできません。

Q.8 宗教上の理由で、ある食材を除去する場合は。

A.8 宗教上の理由に関しては保護者からの申し出となるため、保護者から書面の提出を依頼する。(様式については管理栄養士に相談する。)

アレルギー対応食とは別対応として、保育室で「対象の食品を取り除く」対応のみ応じることが可能である旨、保護者に了承を得ること。

各種様式 ※最新版を印刷して使用してください

様式	タイトル	配付・管理	目的・活用方法
1-①	給食使用食材一覧表(1歳以上児)	全園児の保護者に配付	入園・進級・食種の変更時に配付 家庭での喫食状況の確認 医療機関受診時の給食管理指導表の記載の参考
1-②	離乳食使用食材一覧表		
2-①	奈良市立こども園・保育園給食における食物アレルギー対応について	何らかの食物アレルギーがある園児の保護者に配付	奈良市立園における食物アレルギー対応方針・方法についての説明
2-②	給食提供に係る対応(食物アレルギー)について	全園児の保護者に配付	奈良市立園における給食提供に係る食物アレルギー対応の説明、保護者への次年度に向けた周知
3	奈良市立園 給食管理指導表	給食において食物アレルギーへの配慮が必要な園児の保護者に配付。写しを幼保こども園課に提出	除去食品及び園生活で配慮すべき事項、処方薬、緊急時対応等に関わる医師の指示
4	除去解除申請書	食物アレルギーの除去解除が指示された食品があった場合、園児の保護者に配付	食品の除去解除を保護者から申請
5	食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書	園での処方薬の預かり及び与薬の依頼のあった保護者に配付	処方薬の保管・与薬における保護者との共通理解
6	緊急時に備えた処方薬 管理書	園で記録管理	保護者との処方薬の受け渡しの管理
7	エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供	エピネフリン自己注射薬(エピペン®)を処方されている園児の保護者に配付。写しを園で保管し、原本を幼保こども園課に提出(課より消防局へ提出)	消防機関との情報共有と連携体制の整備
8	エピネフリン自己注射薬の処方を受けていた園児・児童・生徒の情報廃止届		
9	エピネフリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供	エピネフリン自己注射薬(エピペン®)投与後、救急搬送までに必要な情報を時系列で記録。	消防機関との情報共有と連携体制の整備 救急隊の経過観察の聞き取りに活用
10	経過観察記録票	誤食時に園児の容態を把握、症状経過確認し、記録。	園児の容態把握(※園児の安全確保を優先する。)
11	食物アレルギー児のヒヤリハット・誤食 事故報告書	ヒヤリハット・誤食事故を報告、幼保こども園課に提出	事故の再発防止のため、記録し再発改善点を共有

奈良市立こども園・保育園 給食使用食材一覧表（1歳以上児）

家庭で喫食経験のない食材を園で喫食し、アレルギーを新規発症する恐れがあります。よって園では原則、家庭での喫食経験のない食材は提供を行いません。給食提供の参考情報として、現時点での喫食状況について下記一覧に○をつけ、園にご提出をお願いします。（ご記入後、必要であれば家庭で一部コピーをとっていただくをお願いします。）

なお、年に数回、季節に応じた食材を提供します。喫食したことがない食材については、毎月、前月に配布する献立表で事前にご確認いただいた上で家庭であらかじめ喫食いただくようお願いいたします。

◇…上部の食品の加工品であることを示しています。

食品分類	喫食したことがある		喫食したことがない
	症状なし	症状あり	
卵			
鶏卵			
牛乳			
◇ヨーグルト			
◇チーズ			
◇乳酸菌飲料			
◇バター			
◇生クリーム			
米			
◇ビーフン			
小麦粉・小麦製品※1			
じゃがいも			
◇片栗粉			
さつまいも			
さといも			
こんにゃく			
はるさめ			
大豆・大豆製品※2			
もやし			
きぬさや（さやえんどう）			
さやいんげん			
グリーンピース			
小豆			
スナップえんどう			
ごま			
◇ごま油			
落花生（ピーナッツ）			
栗			
さわら			
さば			
ぶり			
ちりめんじゃこ※3			
白身魚※4			
鮭			
えび			
かに			
いか			
たこ			
ツナ缶（かつお・まぐろ）			
かつお節			
魚肉練り製品 （竹輪・かまぼこ・さつま揚げ・ かにかまぼこ・はんぺん等）			
牛肉			
鶏肉			
豚肉			
◇肉加工品 （ベーコン・ウインナー・ ロースハム等）			
◇ゼラチン			

※1…小麦製品の例として、以下のようなものを含みます。
パン、麺類（マカロニ・スパゲティ・そうめん・うどん・中華麺）、
麺、てんぷら粉、ホットケーキミックス粉、お好み焼き粉、
チヂミ粉、等

※2…大豆製品の例として、以下のようなものを含みます。
枝豆、黒大豆、大豆もやし、大豆水煮缶、豆腐、納豆、油揚げ、
厚揚げ、豆乳、がんもどき、おから、きなこ、等

※3…「ちりめんじゃこ」はエビ・カニが混入している可能性があります。
エビ・カニのアレルギーがある場合は「ちりめんじゃこ」も除去対
象となります。

※4…「白身魚」については、園で提供する魚種名について確認を行っ
てください。

※5…「藻類」の生育する海域にはエビ・カニが生息しています。

食品分類	喫食したことがある		喫食したことがない
	症状なし	症状あり	
果物（ジャム・缶詰・ジュース含む）			
オレンジ			
みかん			
ゆず			
レモン			
りんご			
梨			
柿			
イチゴ			
バナナ			
ぶどう（レーズン含む）			
スイカ			
パイナップル			
桃			
ブルーベリー			
うめ（塩漬梅干し含む）			
アスパラガス			
オクラ			
かぶら（葉含む）			
かぼちゃ			
カリフラワー			
キャベツ			
きゅうり			
ごぼう			
小松菜			
しそ			
しょうが			
ズッキーニ			
大根（切干し大根含む）			
玉ねぎ			
チンゲン菜			
冬瓜			
とうもろこし（ホールコーン缶・ クリームコーン缶含む）			
◇コーンフレーク			
トマト			
◇トマトホール缶・ ピューレ・ケチャップ			
なす			
菜の花			
ニガウリ（ゴーヤ）			
にら			
人参			
にんにく			
ねぎ			
白菜			
パセリ			
パプリカ			
ピーマン			
ブロッコリー			
ほうれん草			
水菜			
みつば			
れんこん			
野菜ジュース			

加工品には上記「給食使用食材一覧表」には記載のない食材が含ま
れる可能性があります。
何らかの食物アレルギーがある場合は、必ず「奈良市立園給
食管理指導表」をご提出くださいますようお願いいたします。
不明点がございましたら、園にお申し出ください。

食品分類	喫食したことがある		喫食したことがない
	症状なし	症状あり	
えのき茸			
しめじ			
エリンギ			
しいたけ			
なめこ			
まいたけ			
マッシュルーム			
わかめ			
のり（青のり含む）			
ひじき			
昆布（塩昆布含む）			
寒天			
ココアパウダー （純ココア）			
プリンの素			

砂糖			
塩			
酢			
しょうゆ			
みそ・白みそ			
みりん			
酒			
コンソメ			
中華スープ			
こしょう			
★調味料			
カレー粉			
マヨネーズ			
ウスターソース			
お好み焼きソース			
塩こうじ			
和風ドレッシング			
フレンチドレッシング			
ポン酢			
カレールウ			
シチュールウ			
ハヤシルウ			
ケーキシロップ			
だし（削り節）			

★上記調味料については、特定原材料（えび・かに・くるみ・小麦・
そば・卵・乳・落花生）のみアレルギー対応（除去食・代替食提供）
を行います。それ以外の食材のアレルゲンをお持ちで、上記調味料の
除去が必要となる場合は、該当献立の代替食をご家庭より持参くださ
いますようお願いしております。

ク ラ ス	
園 児 氏 名	(男・女)
生 年 月 日	年 月 日生

上記のとおり、喫食状況を報告します。
年 月 日

保護者氏名

奈良市立こども園・保育園 離乳食使用食材一覧表



こども園・保育園では、ご家庭での離乳食の進み具合や月齢に応じて、離乳食をすすめています。
 「**食べたことがある**」食材について、現時点での喫食状況について○を記載してください。併せて「**症状があった**」食材についても○を記載してください。
 なお、ご家庭での喫食経験がない食材は、園児の安全のため給食では提供できませんので、必要に応じてご家庭からのご持参をお願いすることがあります。

目安の月齢	5 か月～6 か月				7 か月以降															
離乳食提供	1 0 時				2 時															
園 使 用 食 材	食品分類	食べたこと がある	症状が あった	食品分類	食べたこと がある	症状が あった	食品分類	食べたこと がある	症状が あった											
	穀類	米		野菜類	人参		穀類	ビーフン												
		うどん			玉ねぎ			食パン												
		ふ			かぼちゃ			ロールパン												
		そうめん			キャベツ			マカロニ・スパゲッティ												
	いも類	じゃがいも		海藻類 ※2	ブロッコリー		わかめ													
		さつまいも			ほうれん草			のり												
	豆類	豆腐		乳類	小松菜		青のり													
		きなこ			チンゲン菜			ヨーグルト												
	調 味 料	食品分類	食べたこと がある	症状が あった	食品分類	食べたこと がある	症状が あった	5か月～ 6か月	食べたこと がある	症状が あった										
											みそ	しょうゆ	塩	片栗粉	だし（昆布）	だし（かつお節）				
7か月以降																	さとう	だし（さば）		
																			9か月以降	だし（さば）



※1 「白身魚」については、園で提供する魚種名について確認を行ってください。
 ※2 「藻類」の生育する海域にはエビ・カニが生息しています。
 ※3 「ちりめんじゃこ」はエビ・カニが混入している可能性があります。エビ・カニのアレルギーマッチがある場合は「ちりめんじゃこ」も除去対象となります。
 ■ 喫食は月齢に応じてお子様の無理のないようにすすめてください。
 ■ 喫食状況に変化があった場合は、園に保管している本紙に日付を追加記載し、その都度、園との情報共有をお願いします。
 ■ 年に数回、季節に応じた食材を提供します。毎月、前月に配布する献立表で事前にご確認ください。

クラス	園児氏名	生年月日
	(男 ・ 女)	年 月 日生

上記のとおり、喫食状況を報告します。
 年 月 日
 保護者名

奈良市立こども園・保育園給食における食物アレルギー対応について

平素は当施設の円滑な運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

食物アレルギー対応は、命に関わる内容であり、集団生活の場である施設での給食提供は安全を最優先に行う必要があります。

奈良市立園では、食物アレルギーに配慮し次の7点の対応を行っておりますので、保護者の皆様にはご理解とご協力をお願いいたします。

1 何らかの食物アレルギーがある場合は、必ず医師の診断に基づいた「奈良市立園給食管理指導表」を提出してください。

医師の指示に基づいた給食提供を実施するため、必ず「奈良市立園 給食管理指導表」の提出をお願いします。また、年度ごとに見直しを行うため1年に1度は医療機関を受診し、給食管理指導表の再提出をお願いします。なお、「食物アレルギー対応食」の提供の有無に関わらず、必ず提出が必要です。

※給食管理指導表の提出およびアレルギー面談実施までは、給食の提供はできません。

2 給食やおやつの提供は、原因食物の完全除去を基本とします。

給食やおやつは、誤って食べたり触れたり吸い込んだり等による重大な事故を予防するために、完全除去を基本とさせていただきます。毎月、献立表でアレルギー食材のチェックをし、担任と確認を行います。なお、園児の健康と安全を確保するため、重症の食物アレルギー等、給食対応が難しい場合は、一部メニューやお弁当を持参していただくこともあります。（持参はおやつ、お茶を含む場合があります。）

3 食物アレルギー対応食は「共通食」とし、提供します。

園内で提供する食物アレルギー対応食は、1品に使用する食材のうち園内で食物アレルギー対応が必要な食材をすべて反映させた「共通食」として、食材の代替もしくは除去をし、調理し提供します。したがって、お子さまにとってアレルゲンにならない食材を取り除く場合があります。

4 以下の食材は基本的に使用・提供します。

原因食品	使用・提供する調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳・乳製品	乳糖
小麦	醤油・酢・麦茶
大豆	大豆油・醤油・味噌
ごま	ごま油
魚類	かつおだし・いりこだし
肉類	エキス

「奈良市立園 給食管理指導表」のうち、「除去食品においてより除去が必要なもの」として、左記の食材にチェックの記載がある場合は、給食対応が困難となる場合があります。

5 除去変更、除去解除時は以下の書類を提出してください。

●除去変更時：アレルゲンとなる食材が増えた・厳しい除去が不要となった等

→給食管理指導表再提出（主治医が記入）

●除去解除時：アレルゲンとなる食材が喫食可能となった

→主治医に相談の上、除去解除申請書提出（保護者が記入）

6 出欠状況の確認

登園が遅れる場合や欠席される場合は、調理作業の都合上午前8時40分までに園にご連絡ください。

7 緊急時の具体的な手順は、緊急時対応マニュアルに沿って対応します。

【問い合わせ先】 奈良市役所 子ども未来部 幼保こども園課 TEL:0742-34-5493

令和 年 月 日

保護者の皆様へ

奈良市役所 幼保こども園課

給食提供に係る対応（食物アレルギー）について

平素は保育教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
給食提供に係る対応（食物アレルギー）について下記のとおりご連絡いたします。

記

1. 食物アレルギーの診断はされていないが、喫食時にアレルギー反応の症状が出た場合について（湿疹、赤み、かゆみ、咳等）

園では給食の安全を図る意味で食物アレルギーの疑いがある場合は、医療機関を受診していただき、その医師の診断に基づいて給食提供をしております。ご家庭で喫食時にアレルギー反応が見られた場合は、園に相談して頂き、医師に食物アレルギーの有無についての診断をあおいでくださるようお願いいたします。

食物アレルギーの有無、また、食物アレルギーであればアレルゲンとなる食材についての診断が出るまでは、安全確保のため給食室からの提供が全てできませんので、その間はお弁当（おやつ・お茶も含む）は持参となります。

※尚、その場合の給食費は給食のキャンセル規定に準じる為、徴収させていただきます

2. 食物アレルギーと診断された場合について

食物アレルギーと診断された場合は、給食でアレルギー対応食（除去食・代替食）を提供する必要性の有無に関わらず、「給食管理指導表」を医師に記載していただき、園にご提出ください。

※「給食管理指導表」は、給食における対応のみに限らず、牛乳パックや小麦粉の扱い等、園生活で気を付けるべき事項も記載していただいております。

奈良市立園 給食管理指導表

提出日 年 月 日

氏名	男・女	園名	
生年月日	年 月 日	(歳 か月)	

※この給食管理指導表は、保育施設の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

食物アレルギー（あり・なし） アナフィラキシー（あり・なし）	病型・治療					
	A. 食物アレルギー病型 該当型の口欄に✓を記載（食物アレルギーありの場合のみ記載）					
	☐ 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 ☐ 即時型 ☐ その他					
	☐ 新生児・乳児消化管アレルギー ☐ 口腔アレルギー症候群（花粉-食物アレルギー症候群） ☐ 食物依存運動誘発アナフィラキシー ☐ その他 【 】					
	B. アナフィラキシー病型 該当型の口欄に✓を記載（アナフィラキシー既往ありの場合のみ記載）					
☐ 食物 ☐ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー ☐ ラテックスアレルギー ☐ 昆虫 ☐ 動物のフケや毛 ☐ 医薬品 ☐ その他 【 】						
C. 原因食物・診断根拠 該当する食品の口欄に✓をし、診断根拠全ての番号欄に○を記載						
原因食物および診断根拠		①明らかな 症状の既往	②食物負荷 試験陽性	③IgE抗体等 検査結果陽性	④未摂取	詳細な原因食物に○ もしくは ↓具体的な食品名を記載
☐ 鶏卵						加熱鶏卵 ・ 非加熱鶏卵
☐ 牛乳・乳製品						すべて ・ 飲用牛乳のみ
☐ 小麦						
☐ ソバ						
☐ ピーナッツ						
☐ 大豆						
☐ ごま						
☐ ナッツ類						すべて・くるみ・カシューナッツ・アーモンド その他【 】
☐ 甲殻類						すべて・エビ・カニ その他【 】
☐ 軟体類・貝類						すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ その他【 】
☐ 魚卵						すべて・いくら・たらこ その他【 】
☐ 魚類						すべて・サバ・鮭・さわら・ぶり・白身魚・まぐろ・ かつお・その他【 】
☐ 肉類						牛肉・鶏肉・豚肉 その他【 】
☐ 果物類						バナナ・りんご・もも・オレンジ・みかん・すいか・ パイナップル・その他【 】
☐ その他						具体的な食品名 【 】
D. 緊急時に備えた処方薬						
☐ 内服薬 【 ☐ 抗ヒスタミン薬 ☐ ステロイド薬】 ☐ アドレナリン自己注射薬（エピペン®） ☐ その他 【 】						
【主治医の先生へお願い】 園で預かりが必要な処方薬がある場合、与薬のタイミング等について保護者への指導をお願いいたします。						

裏面へ

保育園等での生活上の留意点

A. 給食・離乳食

- ☐ 管理不要
- ☐ 管理必要 管理内容については、病型・治療のC及び下記C・Eを参照

B. アレルギー用調製粉乳

- | | |
|-----------------------------|--|
| ☐ 不要 | |
| ☐ 必要 | 下記該当ミルクに○、もしくはミルク名を記入
ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ
その他【 】 |

C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの

病型・治療のCで除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみに、✓を記載

※本欄に✓がついた場合、該当する食品を使用した料理については給食対応が困難となる場合があります。

☐ 鶏卵	卵殻カルシウム
☐ 牛乳・乳製品	乳糖
☐ 小麦	醤油・酢・麦茶
☐ 大豆	大豆油・醤油・味噌
☐ ごま	ごま油
☐ 魚類	かつおだし・いりこだし
☐ 肉類	エキス
☐ その他	調味料等
【食材名： 】	

D. 食物・食材を扱う活動

- ☐ 管理不要
- ☐ 原因食材を教材とする活動の制限
- ☐ 調理活動時の制限
- ☐ その他 【 】

E. その他の配慮事項

その他、**コンタミネーション、乳糖不耐症等特別な配慮が必要な事項**がある場合には、医師が保護者と相談の上記載。対応内容は園と保護者と相談の上決定。

記載日	年	月	日
医師名			
医療機関名			
電話			

緊急連絡先（保護者記入欄）

★保護者 電話：

除去解除申請書

年 月 日

園 名：奈良市立 園 (組)

園児名：

給食管理指導表により除去していた食物

(食物名：)

について、園における除去解除をお願いします。

除去解除理由：

理由例：未摂取だったが食べることができた / 医師の指導の下、複数回食べて症状誘発されなかった等

保護者名：

食物アレルギーにおける緊急時に備えた処方薬 保管・与薬依頼書

奈良市立 園長

緊急時に備えた処方薬を園に保管・与薬を依頼する場合、以下を記入してご提出ください。

園児名		
名前	(男 ・ 女)	年 月 日生 (歳)
保護者名		緊急連絡先
名前		TEL:
医療機関名		受診日(処方日)
TEL:		年 月 日
薬品名	使用期限 ※薬局・医師にご確認ください。	薬の種類 該当箇所に○をつけてください。その他は記載してください。
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()
	年 月 日	抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()
与薬方法 ※医師の指示に基づいて記載してください。		
①与薬するタイミングや症状		
②方法		
園記載欄	園での保管場所(保管上の注意点があれば記載してください。)	
	※エピペンの保管・与薬依頼がある場合は、幼保こども園課に連絡すること。	
	その他注意事項	

※医師の処方薬のみ保管・与薬します。(処方箋や、薬の説明書等のコピーを添付してください。)

※薬の容器や袋に、クラス名・氏名を記載してください。

※お預かりさせていただく処方薬は、原則1包とさせていただきます。

※緊急時である為、与薬後に保護者様にご連絡させていただく場合があります。

※薬品名や与薬量(用量)に変更がある場合は、すみやかに申し出てください。

緊急時に備えた処方薬 管理書

クラス名	園児名	保護者氏名	薬品名
			抗ヒスタミン薬・ステロイド薬・エピペン その他()

月	受取者	返却者	与薬者	保管 確認欄
1日				
2日				
3日				
4日				
5日				
6日				
7日				
8日				
9日				
10日				
11日				
12日				
13日				
14日				
15日				
16日				
17日				
18日				
19日				
20日				
21日				
22日				
23日				
24日				
25日				
26日				
27日				
28日				
29日				
30日				
31日				

(様式第1号)

令和 年 月 日

奈良市消防局長

届出者

学校・園

園

校・園長

(公 印 省 略)

エピネフリン自己注射薬の処方を受けている園児・児童・生徒の情報提供

(新規届 ・ 変更届) どちらかに○をつけて下さい

1. 園児・児童・生徒			
令和 年 3 月 卒業・園予定			
フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
住 所			
2. アレルゲン(起因する物質)			
3. 症 状			
4. 処方を受けた医療機関			
医療機関 名		フリガナ	
		担当医 氏名	
電話番号			
所在地			
5. 保護者 [緊急時連絡者] (保護者1に連絡がとれない場合に保護者2に連絡します)			
	保 護 者 1		保 護 者 2
フリガナ			
氏 名			
電話番号			
6. 特に気を付けなければならないこと(あれば記入)			
7. 保護者の承諾			
学校(園)内からの緊急搬送等必要に備えて、上記の情報提供について承諾します。			
令和 年 月 日			
保護者氏名(自署)			

令和 年 月 日

奈良市消防局長

届出者

学校名(園名)

校長名(園長名)

(公印省略)

エピネフリン自己注射薬の処方を受けていた園児・児童・生徒の情報廃止届

下記の園児・児童・生徒は、これまでエピネフリン自己注射薬の処方を受けていましたが、次の理由により、廃止することとなりましたので届出します。

記

(いずれかに○をつけて下さい)

1. 症状が改善したため
2. 年 月 日転校(園)のため
3. 年 月 日卒業(園)のため
4. その他 ()

園児・児童・生徒

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏 名					
住 所					

保護者の承諾

上記の届出について、承諾します。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)

エピネフリン自己注射薬に関わる救急隊への情報提供

フリガナ
被接種者氏名

◎観察開始時刻	時 分
★エピペンの使用時刻	時 分
★エピペン接種者	

該当項目に☑チェック

全身 の症状	☐ ぐったり	時 分
	☐ 意識もうろう	時 分
	☐ 尿や便をもらす	時 分
	☐ 脈が触れにくい・不規則	時 分
	☐ 唇や爪が青白い	時 分

呼吸器 の症状	☐ のどや胸が締め付けられる	時 分
	☐ 声がかすれる	時 分
	☐ 犬が吠えるような咳	時 分
	☐ 呼吸がしにくい	時 分
	☐ 持続する強いせき込み	時 分
	☐ ゼーゼーする呼吸	時 分

消化器 の症状	☐ 持続する強い腹痛	時 分
	☐ 繰り返し続く嘔吐	時 分
	☐ 中程度の腹痛	時 分
	☐ 1～2回程度の嘔吐・下痢	時 分
	☐ 軽い腹痛(がまんできる)	時 分
	☐ 吐き気	時 分

目・口・鼻 顔面 の症状	☐ 顔全体の腫れ
	☐ 瞼の腫れ
	☐ 目のかゆみ・充血
	☐ 口の中の違和感・唇の腫れ
	☐ くしゃみ・鼻水・鼻づまり

皮膚 の症状	☐ 強いかゆみ	☐ 軽度のかゆみ
	☐ 全身じんましん	☐ 数個のじんましん
	☐ 全身が真っ赤	☐ 部分的な赤み

経過観察記録票

※園児の安全確保を最優先すること

奈良市立		園		記録者氏名:	
園児氏名 :		体重(kg)			
生年月日 :		年 月 日 (歳)			
観察を開始した時刻 (発症時間)	年 月 日 時 分頃				
除去している アレルギーの種類 (摂取した物に○印)				摂取した量	
初期処置	☐ 口の中のものを取り除く ☐ 口をすすぐ ☐ 手を洗う ☐ 触れた部位を洗い流す				
内服薬等	使用した内服薬 あり (薬品名: 時 分) ・ なし				
連絡確認	☐ 保護者への連絡 ☐ 園医への連絡 ☐ 園長(副園長)への連絡				
症状	◆症状のチェックは緊急性が高い、左の欄から行う (■ → ■ → ■)				
	全身	☐ ぐったり			
		☐ 意識もうろう			
		☐ 尿や便を漏らす			
		☐ 脈が触れにくまたは不規則			
		☐ 唇や爪が青白い			
	呼吸器	☐ のどや胸が締め付けられる	☐ 数回の軽い咳		
		☐ 声がかすれる			
		☐ 犬が吠えるような咳			
		☐ 息がしにくい			
		☐ 持続する強い咳き込み			
		☐ ゼーゼーする呼吸			
消化器	☐ 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み	☐ 中等度のお腹の痛み	☐ 軽いお腹の痛み(がまんできる)		
	☐ 繰り返し吐き続ける	☐ 1～2回のおう吐	☐ 吐き気		
目・口・鼻・顔		☐ 顔全体の腫れ	☐ 目のかゆみ、充血		
		☐ まぶたの腫れ	☐ 口の中の違和感、唇の腫れ	☐ くしゃみ、鼻水、鼻づまり	
皮膚		☐ 強いかゆみ	☐ 軽度のかゆみ		
		☐ 全身に広がるじんましん	☐ 数個のじんましん		
		☐ 全身が真っ赤	☐ 部分的な赤み		
		1つでも当てはまる場合		1つでも当てはまる場合	
		ただちに救急車で医療機関へ搬送		速やかに医療機関(救急車も考慮)受診	
				安静にし、注意深く経過観察	

症状経過 (児の状態、処置などできるだけ時系列で記録する) ※救急隊員へ伝える際の参考にする。

時 間	症 状	備考(処置など)
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		
:		

幼保こども園課長

園名 _____ 園 園長 _____

報告書作成者 _____

食物アレルギー児のヒヤリハット・誤食 事故報告書

1、対象園児について			
園児名	ふりがな	生年月日	年 月 日
	(歳児クラス)	当該園児の アレルギー全て	
給食管理 指導表	有 ・ 無	エピペン	有 ・ 無
連絡先等	保護者名 : _____ (TEL : _____)		
2、発生状況と経過			
日時	年 月 日 () 午前 ・ 午後		
当日の献立	昼食・おやつ (○で囲む)	当日献立	
		提供予定メニュー	
事故内容			
発生の経過・ 園児の状況 (時系列)			
発生後対応	受診	有 (院名 : _____)	無

3、事故原因及び再発防止策			
会議日	年 月 日 () : ~ :	会議 参加者	
事故原因			
再発防止 に向けた 取り組み			
4、保護者対応			

幼保こども園課記録

奈良市立園食物アレルギー対応マニュアル
令和 7 年（2025 年）7 月発行
令和 8 年（2026 年）4 月一部改正
監修：なんぶ小児科アレルギー科 院長 南部光彦